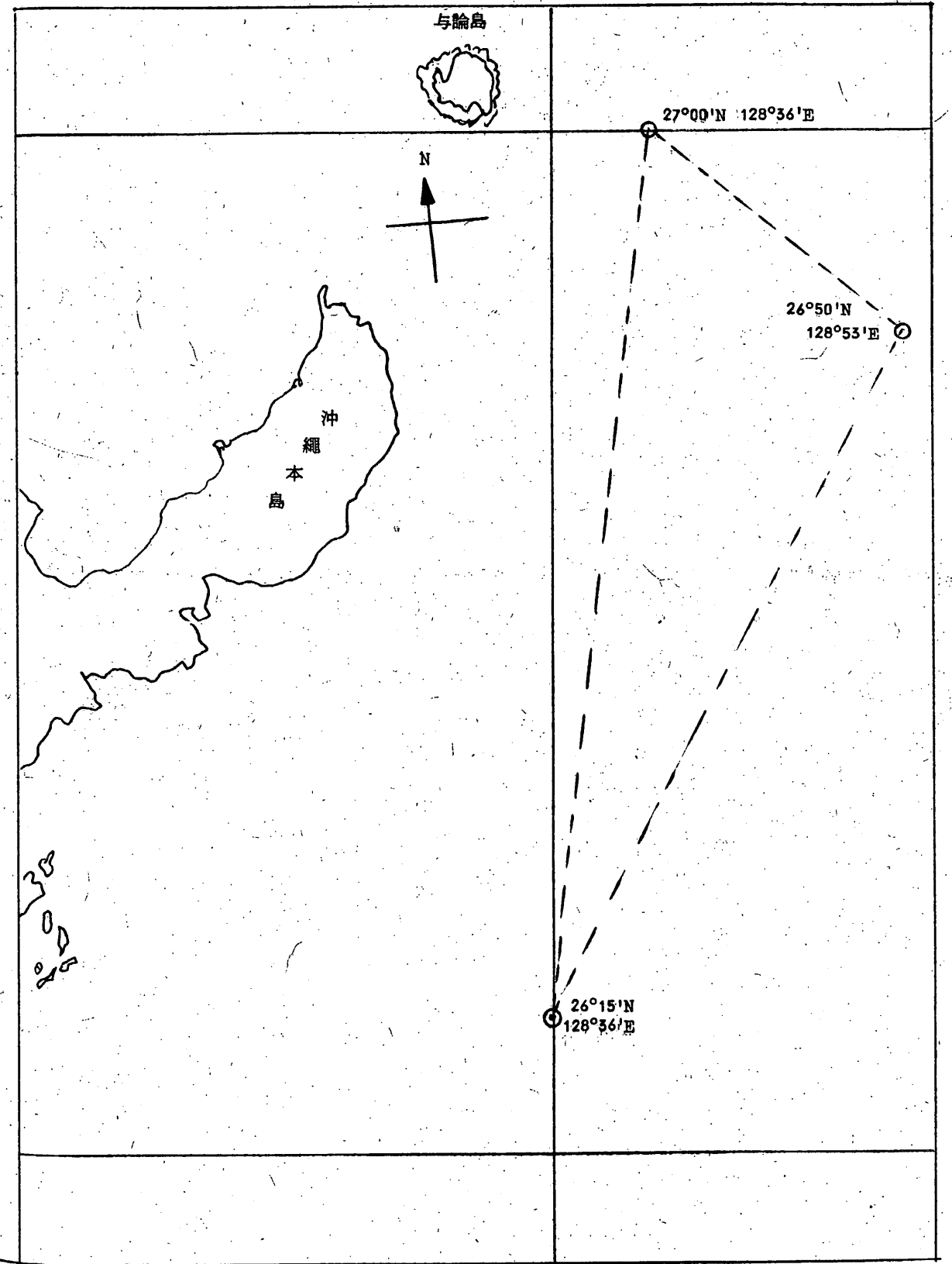
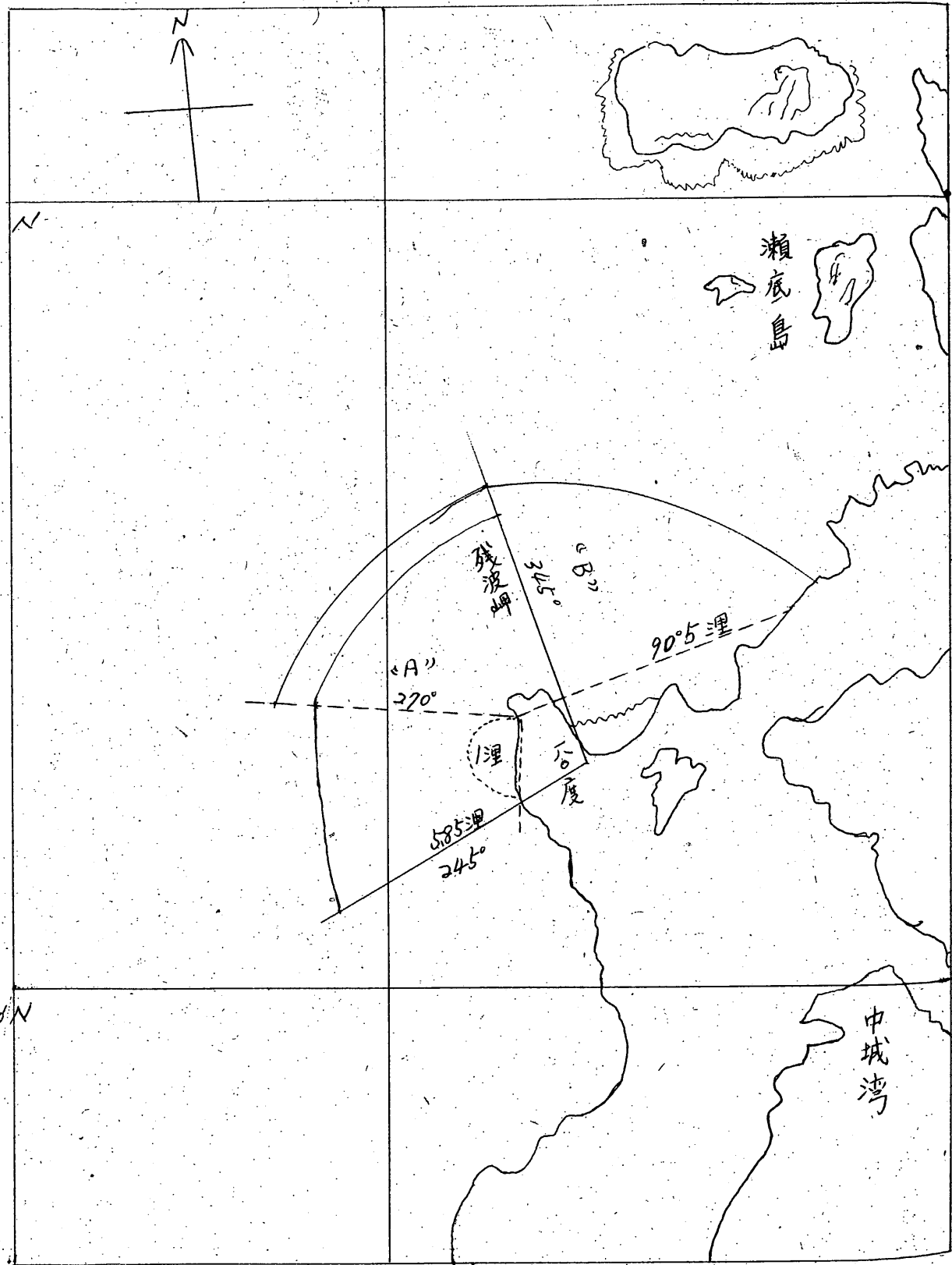


別圖一 危險区域全圖



○貝殻海人草検査条例

貝殻、海人草検査条例をここに公布する
一九五一年十一月十六日

宮古群島知事 西原 雅 一

宮古群島条例第五〇号

貝殻海人草検査条例

- 第一条 この条例は貝殻海人草及其の容器包装を検査し品質並びに規格を統一することを目的とする。
- 第二条 この条例で貝殻又は海人草とは本群島生産の本群島生産たるを問はず本群島内に陸揚された貝殻又は海人草を言い容器とは貝殻及び海人草を詰めたるものを言い包装とは容器に貝殻又は海人草を詰めたるものを荷造りするを言う。
- 第三条 この条例に規定する検査に従事させる為め宮古群島政府物産検査所(以下検査所と云う)内に知事の任命する検査官を置く
- 第四条 貝殻又は海人草はこの条例の規定に依り検査を受けなければならない。
- 第五条 群島外に於て生産した貝殻海人草と雖も本島内に於て改装したもの及び本群島外生産品たる証憑のない貝殻海人草は本群島内に於て生産したるものと看做す
- 第六条 検査済、貝殻、海人草と雖も左の各条の一に該当するものは、更に検査を受けなければならない
 - 1、荷造結束を改め又は毀損したもの
 - 2、検査証票又は検査票の不明となったもの
 - 3、検査証票又は検査票を毀損し若しくは亡失したるもの
 - 4、重量に著しき増減が生じたるもの
 - 5、虫害鼠害を受け又は変質したもの
 - 6、その他検査官に於て再検査を必要と認めたるもの

- 式の検査官証を携帯しなければならない
- 第八条 検査は群島知事の指定した場所で行なう
- 第九条 検査は別に定むる検査標準に依つて之を行なう左の等級を附す
 - 貝殻 海人草
 - 特品 一等
 - 上品 二等
 - 並品 特外
- 第十条 検査を受けんとするものは、別紙第二号様式の検査申請書を物産検査所長(以下所長と云う)に提出しなければならない。
- 第十一条 検査は勤務時間中に於て申請の順に依り之を行なう。
- 但し特別の事由ある場合は此の限りでない
- 第十二条 検査を受けんとするもの又は其の代理者は検査に立会し検査官の指示に従わなければならない前項の検査に立会せず又は検査官の指示に従わなるときは検査を中止することが出来る。
- 第十三条 検査の為に依り生ずる損害は受検者の負担とする
- 第十四条 検査済品に対しては別紙第三号様式の検査票及び海人草にありては第四号様式の検査証票を添付する
- 第十五条 受検者に於て検査の結果につき異議があるときは検査終了の日より起算し五日以内に自己の意見を具し、別紙第六号様式の再検査申請書を所長に提出し再検査を受けることができる。
- 第十六条 検査官が再検査に依り検査等級を改めようとするときは、知事指定の消印を以て、等級印を扶消し改めて第十三条の処理をしなければならない。
- 第十七条 検査を受けんとするものは、検査手数料を納付しなければならない

- 検査手数料は高瀬貝、広瀬貝、夜光貝にありては一斤につき拾銭玉貝は一斤に付五銭とし海人草は一斤につき拾銭とする。
- 第十八条 検査済後の検査証票及検査票を未検査品に転用することはできない。
- 第十九条 検査官に於て本条例に違反の事実があると認めるときは、現物の現在所に臨検をなし運搬を停止し或いは之を保管し又は関係資料の提出を命じ若しくは再検査を行なうことができる
- 第二十条 左の各号の一に該当する者は五千円以下の罰金に処する。
 - 1、第四条第六条の規定に違反した者
 - 2、第十八条の規定に依る臨検を拒み又は命令に服しないもの
 - 3、不正の手段に依り検査を受け又は受けようとした者
 - 4、故意に検査証票及検査票を毀損し若しくは改変をした者
 - 5、検査済後内容を変更した者
- 第二十一条 本条例に依り適用すべき罰則は其の者が法人であるときは其の代表者に未成年者又は禁治産者であるときは其の法定代理人に之を適用する。但し其の業務に關し成年者同一の能力を有する未成年者に付いては此の限りでない

附 則
本条例は一九五一年十一月十六日より之を施行する。
自一九五〇年十二月
宮古群島条例綴 総務部

◎水産業

自然的条件

琉球は東に太平洋、西に東支那海をひかえ南に台湾フィリピンに隣接する拡大な海域に六〇余の島々が散在し、近海は黒潮の流域に當つてゐるので、地理的条件に恵まれてゐる。

沿岸はサン礁におおわれ、とびうお、かむろ、だつ、あをむろ、あじ、あいご、いが、たこ等の熱帯性魚族が多く、海岸線にはつのもた、海人草等の有用藻類及びかき、真珠貝(黒蝶貝)、高瀬貝広瀬貝類の貝類が群栖する。近海にはかつを、まぐろ、かじき等が遊泳し、時間には座頭鯨の遊泳も盛んである。また、支那大陸との中間、水泳二〇〇米以浅の大陸棚上には鯖の好漁場があり、重要な海洋資源として有望視されている。

さば漁業

一九五四年琉球近海に資源の豊富な漁場が発見されたので政府はその生産増強のため技術者を招聘して漁法を指導した結果、民間でも普及しつつあり、次第にその成果をあげつつある。本漁業は、琉球における主要業態としてとりあげ、現在専業船三隻を有し、この漁業の振興によつて、生産は今後ますます増加するものと思われる。

遠洋漁業(マグロ漁業)

遠洋漁業は、一五〇屯級の冷凍施設を有する漁船が戦後をはじめて試みた漁業で現在では遠くヒレバス、印度洋方面まで鮪延縄漁業に出漁し、一航海ごとに十萬斤以上の漁獲を得ており、遠洋漁業への進出と、好漁場の選定によつて生産は格段の増加を示している。

捕鯨漁業

捕鯨漁業は、戦後始めての業態で、技術の修得ならびに諸種の研究を行い、現在では三〇屯級の漁船で捕

鯨を行っているが、国際的な漁業で、国際捕鯨条約にも制約されるので将来資金面の裏付とともに、本格的な操業の可能性が深まりつつある。

沿岸漁業

沿岸漁業は、全漁民の半数以上を占めており、おもに沿岸一本釣漁業と網漁業に従事しているが、近海にいわし、さんま等の群集魚類がないので、沿岸の鯷魚を獲る程度であり、その漁獲高は年間一人当たり、わずかに一五〇〇封度余にすぎない。将来これら漁民を沖合又は遠洋漁業に転向させることが急務である。

特殊な水産物

主要漁業の一つである採貝、採藻漁業はプラタス、新南群島周辺まで出漁し、出漁ごとに相当量の海人草(サントニンの原料)貝殻類を採取しているが、素材のまま日本に輸出されているような状態で、これらの加工業は今後に残された事業であろう。

第1表 年次別漁家戸数及び漁家人口

地域別	種別 年次別	総戸数	漁家戸数	漁家戸率	総人口	漁家人口	漁家人口率	漁家族構成	
								漁業従事者	その者
全 琉	昭和15年	124,790	9,128	7.31	590,027			13,211	
	1955年	163,061	8,813	5.40	799,281	43,272	5.41	13,512	2,760
沖 繩	昭和15年	105,890	5,165	4.88	487,308			8,441	
	1955年	140,088	4,924	3.51	676,230	24,177	3.58	6,830	17,347
宮 古	昭和15年	11,987	2,366	19.90	68,700			2,833	
	1955年	13,705	2,411	17.59	75,397	11,838	15.70	4,111	7,727
八 重 山	昭和15年	6,913	1,577	22.81	34,019			1,937	
	1955年	9,268	1,478	15.95	47,654	7,257	15.23	2,571	4,686

(注) 1. 昭和15年の総戸数、漁家戸数、総人口、漁業従事者は沖縄県統計書による。
2. 1955年総戸数、総人口は統計部発行の統計書による。
3. 1955年漁業従事者数は水産課調(1955年12月末現在)
4. 漁家人口は全琉一戸あて平均家族4.91人を基礎に算定した。

第7表 魚種別漁獲高 (単位ポンド)

種別 年次別	かつお	かじき	まぐろ	ふか	ひめ たい	その他の たい	飛魚	たさ かこ	その他	合計	
										専業	兼業
1946年	2,870,283	124,316	151,329	238,693	21,361	121,382	88,956	149,953	890,091	4,656,364	
1947	6,492,670	377,756	96,079	528,424	56,712	218,622	84,354	213,218	2,130,873	10,198,708	
1948	6,275,278	625,732	204,256	972,149	114,212	349,546	171,759	533,231	3,952,219	13,198,382	
1949	7,539,687	1,296,673	754,433	1,341,724	711,918	582,261	812,715	1,200,160	4,539,523	18,779,094	
1950	7,705,290	775,313	764,646	692,715	1,054,280	285,759	513,548	882,854	3,503,736	16,178,141	
1951	5,746,249	1,103,581	404,195	459,802	963,999	623,435	329,698	1,054,857	3,698,801	14,384,617	
1952	8,298,343	485,377	252,339	276,268	699,622	515,624	347,809	435,344	2,470,942	13,781,668	
1953	5,776,683	288,721	264,027	353,311	817,050	509,992	662,688	1,042,056	3,002,430	12,716,963	
1954	11,337,962	941,240	1,032,607	804,085	1,385,549	1,003,665	929,021	1,376,622	5,168,488	23,979,239	
1955	7,131,789	805,051	1,224,536	751,769	1,325,535	992,047	1,079,693	2,368,370	4,909,307	20,588,097	

第8表 戦前戦後の生産状況比較

種別 年次別	総漁獲高		魚類		水産動物		貝類		藻類	
	総漁獲高	比率	漁獲高	比率	漁獲高	比率	漁獲高	比率	漁獲高	比率
5カ年平均	昭和10年	%	%	%	%	%	%	%	%	%
昭和14年	24,108,576	100	14,131,037	100	1,013,005	100	694,459	100	8,270,075	100
1946年	4,750,732	20	4,656,364	33	94,368	9	—	—	—	—
1947年	10,798,305	45	10,198,708	72	567,148	56	32,449	4.7	—	—
1948	14,218,380	59	13,198,382	93	840,560	83	87,455	13	91,983	1
1949	20,645,929	86	18,779,094	133	779,246	77	758,882	109	328,707	4
1950	18,085,628	75	16,178,141	114	900,370	89	533,947	77	473,170	6
1951	18,419,496	76	14,384,617	102	1,190,934	118	2,550,244	367	293,701	4
1952	16,447,525	68	13,781,668	98	1,372,584	135	621,832	90	671,441	8
1953	16,066,063	67	12,716,963	90	1,290,418	127	1,325,713	191	732,969	9
1954	27,639,652	115	23,979,239	170	1,284,794	127	1,918,290	276	457,329	6
1955	25,070,027	104	20,583,098	146	1,347,151	133	1,939,898	279	1,194,880	14

第9表 水産物輸入高 (単位ポンド)

種別 年次別	生鮮魚介類	塩干魚介類	鱈節	缶詰	海藻類	計	
						計	備考
昭和15年		3,028,331	63,452	119,016	1,313,875	4,524,674	
1953年	86,739	4,504,937	138,805	5,443,457	950,828	11,124,766	
1954	530,629	5,444,253	70,816	5,147,573	1,868,266	13,061,537	
1955	1,352,668	5,961,351	323,627	7,144,864	1,321,949	16,104,459	

(注) 戦前の数字は貫を封度に換算した。

1貫=8.267ポンド

第10表 水産物の輸出高 (単位ポンド)

種別 年次別	鱈節	海人草	貝殻	ふかひれ	角又	真珠	その他	珊瑚	計	
									計	備考
昭和15年	812,100	281,886	486,288	30,492	—	—	139,326	—	1,750,092	
1953年	282,798	639,640	1,846,789	15,300	285,696	29	21,521	422	3,092,195	
1954	613,184	438,360	2,382,612	13,800	158,100	22	56,150	499	3,662,727	
1955	187,493	582,777	2,095,023	26,965	119,679	13	156,628	681	3,169,259	

(注) 貝殻(高セ貝、広セ貝、玉貝、黒蝶貝、その他)

その他(あおさ、すのり、えらぶらなぎ、魚肝臓その他)

第2表 群島別業態別 水産業者数

地区別	漁家戸数	水産業者数	漁撈		製造		養殖		計	
			専業	兼業	専業	兼業	専業	兼業	専業	兼業
沖繩	4,924	6,830	4,483	2,008	186	46	11	96	4,677	2,150
宮古	2,411	4,111	2,233	1,247	314	304	8	5	2,555	1,556
八重山	1,478	2,571	1,218	947	47	159	4	196	1,26	1,302
計	8,813	13,512	7,934	4,202	547	509	23	297	98,501	5,003

第3表 漁業経営体の所有漁船数

動力船は 1956年12月1日
制舟は 1955年12月末

地区別	共同	個人	会社	官公署	計	備考
沖繩	67	(2,191) 25	9	1	(2,191) 102	()内は制舟 数字は動力船
宮古	—	(498) 32	1	—	(498) 33	
八重山	1	(482) 61	—	—	(482) 62	
計	68	(3,171) 118	10	1	(3,171) 197	

第4表 業態別漁船数

1955年12月末日

地区別	かつお漁業	鮪延縄漁業	追込網漁業	1本釣漁業	採貝業	採藻業	突漁業	棒業	捕鯨業	その他の漁業	計
沖繩	24	45	13	9	1	—	—	—	2	8	102
宮古	23	1	—	1	3	5	—	—	—	—	33
八重山	30	1	—	—	15	—	14	—	—	2	62
計	77	47	13	10	19	5	14	2	10	197	

第5表 業態別制舟数

1955年12月

地区別	1本釣	採貝	追込	底引	建干	火光利用	雑漁業	鋸突	刺網	地曳	敷網	養殖	いか釣	鮪延縄	曳縄	採藻	定置	合計	備考
全琉	633	125	272	89	120	11,496	185	68	33	55	9	24	10	45	1	43,171			
沖繩	473	44	155	86	93	11,091	131	39	8	11	—	24	10	20	1	42,191			
宮古	75	23	74	1	6	—	179	43	29	25	42	1	—	—	—	—	498		
八重山	85	59	43	2	21	—	226	11	—	—	2	8	—	—	25	—	482		
沖繩北部	150	9	114	11	11	—	404	51	8	4	11	—	—	10	1	—	784		
中部	18	—	12	54	43	—	117	79	—	—	—	—	—	—	—	—	4	327	
南部	306	35	29	21	39	1	570	1	31	4	—	—	24	10	10	—	1,080		
計	473	44	155	86	93	11,091	131	39	8	11	—	24	10	20	1	42,191			

第6表 漁船建造隻数

年次別 群島別	1955年		1950~1954		1949年以前		合計	
	隻数	吨数	隻数	吨数	隻数	吨数	隻数	吨数
沖繩群島	—	—	46	1,301.32	57	981.03	103	2,282.35
宮古群島	1	31.87	15	455.07	20	492.34	36	978.48
八重山群島	1	6.02	14	363.06	47	707.92	62	1,077.00
全琉	2	37.09	75	2,119.45	124	2,181.29	201	4,337.83

第11表 魚種別漁獲高 (単位ポンド)

群島別	沖	繩	宮	古	八	重	山	合	計	備	考
総漁獲高	13,476,602	6,676,818	4,916,606	25,070,026							
(魚類)											
小計	11,817,161	5,317,892	3,453,044	20,588,097							
つかき	2,891,596	2,197,157	2,043,036	7,131,789							
つかき	558,599	—	246,452	805,051							
つかき	1,191,583	370	32,583	1,224,536							
つかき	681,181	21,636	48,952	751,769							
つかき	970,497	142,160	212,878	1,325,535							
つかき	522,650	314,818	154,579	992,047							
つかき	1,009,115	49,800	20,778	1,079,693							
つかき	1,026,258	1,260,952	81,160	2,368,370							
つかき	627,645	55,712	16,482	699,839							
つかき	212,690	222,762	67,010	502,462							
つかき	2,125,347	1,052,525	529,134	3,707,006							
(貝類)											
小計	630,361	388,734	920,803	1,939,893							
(水産動物)											
小計	1,001,608	284,806	60,737	1,347,151							
つかき	524,588	64,657	16,792	606,037							
つかき	172,416	129,987	28,459	330,862							
つかき	304,604	90,162	15,486	410,252							
(藻類)											
小計	27,472	685,386	482,022	1,194,880							
つかき	24,582	377,074	210,979	612,635							
つかき	2,890	308,312	271,043	582,245							

第12表 業態別漁獲高 (1955年) (単位ポンド)

群島別	沖	繩	宮	古	八	重	山	合	計	備	考
総漁獲高	13,476,602	6,676,818	4,916,607	25,070,027							
鰹釣漁業	3,019,842	2,202,616	1,782,623	7,005,081							
深海一本釣漁業	1,899,560	496,221	314,717	2,710,498							
鮪延縄漁業	2,454,793	95	10,890	2,465,778							
曳縄漁業	257,567	—	281,434	539,001							
追込網漁業	2,023,246	1,667,925	444,334	4,137,505							
建干網漁業	149,609	153,835	105,003	408,447							
敷網漁業	33,870	137,009	2,010	172,889							
刺網漁業	402,938	129,549	4,500	536,987							
地引網漁業	53,059	146,579	—	199,638							
突漁業	191,471	20,391	371,189	583,051							
採藻業	31,376	190,696	57,598	279,670							
採貝業	28,040	699,042	425,139	1,152,221							
その他の漁業	547,146	363,524	930,562	1,841,232							
その他	2,384,085	469,336	184,608	3,038,029							

(琉球要覧1957年版)より筆耕

四 工業

◎酒製造及び酒税規則に関する件

琉球諸島軍政本部
軍政府々令第二十号
一九五〇年七月十三日

酒製造及び酒税規則に関する件
琉球諸島各民政府知事

一 酒製造の発行の日から一カ年間有効であり厳重に管理される免許の下、民政府の被免許者として行動する個人業者により行われる。斯る免許の期限、製造、状態、検査保管、配給、販売、利得及び税とその他徴収に関しては民政府財務部を通して行動する各知事が責任を負う。

二 a 酒製造の免許は知事が要請するよう正式な申請書を申請人が提出し斯る申請人が知事が任命せる民政府三部々長によって組織され財務部長を課長とする委員会により認可された場合にのみ与えられる。尙斯る委員会が申請を認可する場合に考慮すべき主要な管理上の要素は申請人の性格関係社会に於ける評判従前の醸造経験及び業務実績等である。

b 申請人は免許を得た上で各自の経営する各工場醸造所若しくは酒造所当り一〇、〇〇〇円の率で手数料を支払う。尙斯る免許証の更新はその願いが認可され各工場、醸造所若しくは酒造所に対して一〇、〇〇〇円宛の手数料を支払った上毎年更新される。

c 左記に掲ぐる事情の場合は民政府が酒造に対する免許証の交付を拒絶することを得

(1) 酒工場、醸造所若しくは酒造所を監督するに不適当な箇所に設置せんとする場合
(2) 過去二カ年に於て申請人が本法違反により有

罪を宣せられ、罰されている場合

(3) 申請人がその経験能力或は一カ年に於ける最少限の石数の酒を製造するには設備又は方法に於いて不十分なりと思料せらるる場合

d 左記の場合には民政府は酒製造に対する免許を取消せねばならぬ。

(1) 免許を受けたものが本法違反により有罪を宣せられた場合

(2) 免許を受けたものが引続き六カ月間に於いて酒造を行わない場合

(3) 免許を受けた者が引続き六カ月間に於いて最少限の石数を製造せざりし場合

(4) 免許を受けた者が免許証を返却してその取消を希望する場合

三 a 甘蔗、糖蜜又は黒糖以外に酒の製造に使用する原料は人間及び家畜等の消費に適しない食糧原料のみに限定される。但し甘蔗はそれが人間の食糧としての需要量以上に産する地区又産する場合に於いてのみ使用し得る。

b 之の目的に使用される輸入食糧原料は人間若しくは家畜の消費に適しないものとして軍政府の権限ある職員によって認可されかくて作成確実に署名された該品不要の証明書を兼ねなければならない。

c 之の目的に使用するいたんだ、所島内食糧原料は適当な民政府の権限ある職員によって認可されかくて作成されしかして確実な署名がなされた該品の不要証明書を兼ねなければならない。

a 酒消費税はアルコール含有量に基き左記税率により課され徴収され各酒製造業者によつて
五〇度以上 六、〇〇〇円
三五度から四九度 五、〇〇〇円

三五度以下 四、〇〇〇円

a 各酒製造者は毎月十日迄に前月中に製造せる酒の等級別石数を申告しそれに対し左記税率に於いて税を払込まねばならぬ。斯る申告や納税は之を適当な民政府税務課に納す。

五 琉球諸島以外の国へ輸出する目的で酒が製造される場合は民政府は輸出出来るという確固たる証拠書類を受領の上本府令の条項に基き前に徴収せる消費税の一部又は全部を輸出者に返還して良い。

六 各酒製造業者は本府令の実施のため定められた適当な民政府の行政上の規則に従わねばならぬ。

七 a 如何なる人、団体、組合又は法人と雖も酒製造に対して先ず有効な免許証を得而してそれを保持するにあらざれば之に従事する事は違法である。

b 合法的な経路を経ずして尙公式に決定されたような価格によらずして酒の販売に従事する事も之又違法である。

八 第二項から五項迄に規定されたる条件や要求に対して充分に従うことを条件として酒生産に就いてその従前の制限は各民政府知事に対する別命があるまで之を廃止す。

九 本布告に於ける酒とは蒸溜酒精を意味する。しかし制限なく酒、代用酒(模造酒)焼酎、泡盛(及びミリン)等を含む。

十 廢止
一九四八年十二月二十五日附軍政府指令第三十六号(首題酒製造)一九四九年二月二十一日附軍政府々令第十二号(首題酒税)及び一九五〇年五月十二日附同第二号は茲に廢止す。

十一 一九五〇年八月一日を以て本布告の有効期日とす。
軍政長官の指示により

副軍政長官 ジョン・H・ヘインズ
米國陸軍准將

一九五〇年
指令覚書綴 総務課

◎珊瑚事業に関する件

南部琉球軍政官府

珊瑚事業補給物資

宮古民政府知事

- 一月二十一日附珊瑚事業確立所要物資に干する貴翰に關し、沖繩軍政府商工部は、關係筋からかくとうされるであろう剩余補給物資選定の為、資格ある専門家を沖繩に派遣することを示唆している。
- 日本又は合衆國から新補給品を得るにはたしかに余程の時間がかかる。然し沖繩に居る貴下の連絡員がマニラロープ・ワイヤーネット等の品目一覽表を商工部に提出するならば前記剩余補給物資中に所要品目を考見することも出来よう。

南琉軍政官府首席

海岸砲兵大佐 カール・W・ホルカム
一九五〇年
經濟部書類綴 文書課

◎ラミー原料に関する件

宮古軍政府官府

一九五〇年十月二十四日

官民知事殿

- 当本部伊志嶺氏からの貴政府に対する十月二十三日の電話通牒をより確実ならしめる為本書翰をもって、沖繩軍政府商工部が当本部に対し、ラミー原料を那覇渡し価格一ポンド十九セントで一五、〇〇〇ポンドを販売する旨通告しある事を通知す。
- 若し宮古上布業者が此のラミー原料を必要とする

ならば左記事項を記載した申請書を六部提出しなければならぬ。

- 購入者氏名
- 各購入者希数量
- (若しあれば)事業番号
- 購入者は現金支払をなすか又は最低限二〇%の即時払をなし残りの八〇%は原料受領日から二十四カ月の期間で銀行から借入れ手続をなすか、何れか
- 前記d項に基く各購入者による購入契約書

宮古軍政府司令官

步兵 大佐 ウイルソン・ポーター・J.R.
一九五〇年
經濟部書類綴 文書課

◎製氷工場の運営について

宮古軍政府官府

一九五〇年十一月四日
MPGJCI第四六〇号(50・9・29)の第一裏書

製氷工場の運営について

官民知事殿

- 不動産所有権に関する論議の結果、制限が加えられたので工場運営は、軍政府従業員でなされる事が最良の方法と考えられる。
- 当軍政府に依る運営と云うものは、元來漁船に対し事業運営に要する値段で氷を販売する為である、そしてその事業運営費と云うものは、財産総価値設備並びに運営費を考慮に入れたものであつて、營利事業ではない。
- 将来、宮古水連の申請書は、軍政府直管が止む様な時期迄保留しておく、その時期には適当な考慮を払うでしょう。

宮古軍政府司令官

◎大洋商事会社のポタン製造

根間氏外 二名

宮古軍政府官府 一九五〇年五月十三日

大洋商事合名会社社長

根間 敏 雄殿

沖繩軍政府は宮古向のポタン製造機の中、一台を据付け運営させるべく貴下の会社を選定しそして収容力や雇備人数に関する資料と共に備品の一覽表を提出してある。而し通知ある迄はこの備品の受領準備で財政公約を行つてはならない。

下記質問に対する返答を当本部に提出して貰ひ度

- 本会社を経営するに當り、責任を負うか。
- 貴会社の固定資本及び運転資本は幾らか。
- 機械の据付場所建物施設を給し得るか。
- 売上金からの収入が入る迄日數購買の資本を供給し運転費並賃金を支払い且つ市場を賄うに足る充分な資金はあるか。

宮古軍政府官府首席

海岸 砲兵大佐 カール・W・ホルカム
一九五〇年
經濟部書類綴 文書課

◎ポタン製造機械に関する件

宮古軍政府官府

一九五〇年十二月十三日

ポタン製造機械に関する件

宮古群島政府知事殿

- 宮古の個人又は会社に対し
 - 他群島の個人又は会社に対し
 - 工場を解体し真に關心を持ち、その必要な他の群島に送附する事
- 七 軍政府による最終的処分に関する決定は宮古群島漁民の後六〇日間に於ける活動によつてなされるものとす。

宮古軍政府官府司令官

步兵 大佐 ウイルソン・ポーター・J.R.
一九五〇年
經濟部書類綴 文書課

◎宮古群島に於ける阿旦葉工業に関する件

宮古軍政府官府

一九五〇年十月二十四日

宮古群島に於ける阿旦葉工業に関する件

宮古民政府知事殿

- 宮古に於ける阿旦葉工業の設立に關しては数年間の話であり、同問題に關しては相当書きたてられてゐるが未だに何等實際に得る所がない。
- 在沖繩進駐軍兵員間に、確実な販路を見出したと云う事は一九五〇年十月六日付の当本部の書翰で貴政府に通告した。貴下が提出した見本は沖繩には送つてあるが向う六カ月間の予想生産高が裁縫箱一五〇〇個、ハンドバッグ一五〇〇個では数量は勿論種類の見地から期待はされずしてゐる。

阿旦葉及び阿旦の茎又は其の根で作る事の出来る製品つまり、テーブル用籠、コップカバー、帽子及び其の他の見本を以て前貴下が提出してあるが若し貴下が提出した見本のみが将来沖繩に輸出すべき製品で

- 一九五〇年十二月十二日ポーター大佐は沖繩から無線電話で当本部に対し、宮古群島に設立される事になつてゐる所のポタン工場三カ所用の機械類及び器具類が近中に輸送されると云う事を通知した。ポーター大佐は一九五〇年六月十六日付の当本部書翰に基づき琉銀宮古支店に対し貸付申請書を提出する様要求した。

一九五〇年六月五日付の書翰民政府經濟部第七四号に依ればポタン工場設立を企畫せる三つの会社は大洋商事会社海産物工業所宮古新興会社である。

- 銀行に対し貸付申請手続をなさしめる外、各会社をして当地で手に入れる事の出来ないもので購入し度い機械類器具類の品目一覽表を提出させる事も必要がある。

此の設計図は日本のタケゲン会社で製作され東京のアタカ会社が配付したものである。同設計図は全面的な工場の設計つまり事務所倉庫及び機械の設置場所等をも示している。同設計図に示されたR.M.Xの面積と宮古の会社が建築しようとする工場が大小相違があるかも知れないから此の設計図と全く同じ様に設計する必要はない。此はただ参考の為に与えられたものである。が同設計図には機械類及び器具類の品目一覽表に記入すべき品目などがある例え切抜機分機ラインダーと云つたもの更に同表を作る場合会社が此の図面に依らなければならぬ。

申請書及び販売契約は、各会社の責任ある將校により署名され沖繩並東京に送付されなければならぬので当本部に於ける必要な書類をまとめさせる様出来る丈早く同表を提出して貰ひ度い。

依命ポーター大佐

(一九五〇年經濟部書類綴 文書課)

執行官

步兵少佐 デイムス・T・コールマン

◎製氷工場に関する件

宮古軍政府官府

一九五〇年十月三十一日

製氷工場に関する件

宮古民政府知事殿

- 宮古群島漁民並宮古民政府からの長期間に亘る緊急な要求に対し、平良市の製氷工場は過去八カ月間この方建築されて来た。そして現在は運転されて氷販売に立到つてゐる。

二 昨日宮古水産連合に質問した所宮古の漁船はたつた二隻しか現在の所冷使用設備はされてゐないと云う事が分つた。

三 氷を使用する事に於いて關心を持たないと云う事に対する理由を述べ、燃料が高すぎると云う事を述べてゐる。

四 燃料の価格(是に対してはどうする事も出来ない)に松葉杖見たいにより懸るよりは貴下の漁民は優秀な実業家として燃料のより経済的使用法を計画するのが至当である。計画を立てる上に於いての一つの方法は漁業地に対する往復回数を少くし氷を使用して、より多くの漁獲を港にもたらす事である。宮古の漁船四七隻の中たつた二隻が現在此の方法を実施する為、設備をされてゐる。

五 宮古漁民は見事な機会が与えられてゐる事に対しまだ気が附かない。他の地区からの漁民がこの機会を捕え且つ宮古はその機会を失う様になるかも知れない。

六 軍政府の製氷工場運営並最終的処分に関し幾らかの方法を見つけた。

あるならば、宮古の阿旦葉工業は前に進む所か後退したのと同然である。

三 阿旦葉工業の現状を改良せんが為軍政府の出来る事は、しつかりした販路を探してやる事と現金引替での機械類及び供給品の獲得出来る限りの援助を払う事である云う事を強く認識して貰い度い。要は同製品を製作し、輸出する仕事に従事する。個人又は団体が最大の努力を払う事である。彼等は如何にすれば利益の上る様な上質の製品と其の種類を作る事が出来るかと云う事を考えねばならない。又彼等は必要な機械類又は資材を、現金又は二割の即時払で購入出来、且つ琉銀を通じ、琉球復興資金から金を借用する為の申請書を認可するに充分な成功の見込と信用度合を持たなければならぬ。

四 斯かる理由で当本部は阿旦葉製品製作に能力があると思われ責任ある個人又は団体から下記の事項に関する情報を獲得せよ。

- a 会社組合合名会社の定款(案)
- 若し個人企業であれば計画又は意向の簡単な報告で充分である。
- b 団体又は個人が何時でも融資出来る金額を記載した資金に関する報告、是れに関連してたとい個人資産は少くとも個人は財政的に保障出来る云う事もあると云う事を深く心に留めなければならぬ。何故ならば多くの有望な事業は人の所有物よりも能力を基礎とした借金によってなされていく。
- c 軍票の必要金額及び同金額に対する理由書即ち工場建築機械類製品包装用の品物輸入すべき其の他の品物を列挙せる明細書
- 五 確固たる組織に基づき阿旦葉工業に着手するため今日迄誰一人として琉銀に対し、琉球復興資金からの金を借入れるべき申請書を出していない。

為に、代表を宮古へ派遣する事を喜んでいられると云われている。

- (1) 麻の生長に対する土地の適否調査
- (2) 宮古島最適な芋麻の種類決定
- (3) 芋麻繊維の増産案の拡充への助力
- (4) 専門家に對する芋麻加工上の注意
- 四 東洋纖維会社は芋麻栽培問題の解決に農民を援助すべく二、三名の代表を九〇〜一二〇日の予定で(それより短かい期間では本問題を解決する事は出来ない)宮古へ派遣する事を望んでいる。
- 芋麻繊維織糸、仕上布の購入協定を明らかにし等級の標準を設定して、現在の古びて瘦せ衰えた根茎の取替え、且つアメリカの合衆国の金から大きな支出をせず、又は全然支出せず相互の利益になる様芋麻の生殖販路の開拓の援助の一週間内外の予定で東洋纖維会社々長に來て貰う事は可能である。
- 五 東洋纖維会社々長は、自費でも宮古へ訪れると思ふが芋麻栽培に助力すべき専門家は衣食住を援助しなければならぬと思ふ。
- 貴下が此等の人々の訪問を希望し彼等の滞在期間中の糧料宿所乗物の費用を宮古群島で負担し得れば彼等に希望する滞在期間並びに要項を早急に当本部に通告して貰い度い。本事項は彼等が日本から出発するに際し適当な許可証を得るのに必要な事である。

歩兵 ウイルソン・ポーター・JR
大佐
一九五〇年
經濟部書類綴 文書課

◎上布工業用資材並に設備

宮古軍政官府 一九五〇年十一月八日

若し当本部が何か必要であるか云う事を知っているならば出来る限りの方法で援助する事を本望とし、又同仕事の調査及び研究のため沖繩軍政府が用途を判別した資金を獲得する事は勿論同工業の設立の際にも援助する事は出来るかも知れない。個人企業のあらゆる産業は軍政府の援助で乗り出す事は出来るが計画は宮古人自身の手でなされねばならぬ。

宮古軍政官府司令官
歩兵 ウイルソン・ポーター・JR
大佐
一九五〇年
經濟部書類綴 文書課

◎介穀に関する件

宮古軍政官府 一九五〇年十一月二十五日

介穀に関する件

- 一 琉球軍政官府商工部のケンドリック女史が沖繩在の進駐軍との間に介穀の販路の可能性があると云う事を通告して来た。
- 介穀は蒐集家達の其れと同様に裝飾陳列及び裝飾に適した種類のものではなくてはならぬ。
- 二 最初は見本種類として下記の通り準備する様指示する。
- a 沖繩で型及び大きさを分類する事が出来る様、約二十ポンドばかりごっちゃにして蒐集する事。
- b 若し介穀をあまり費用のからまない木製又は厚紙製の容易に端とかガラスを使用しないで上手に包装する事が出来れば、宮古に於いて型及び大きさを分類した同型のものを各々一組。
- 三 此の最初の送付は販売の可能性及び価格の設定を決める試験となるものである。同送付品は、琉球

上布工業用原料並機械に関する件

宮古知事殿

- 一 沖繩東江キャンブ商工部のラスリー氏が本日無線電話で現在宮古群島に於ける上布工業の復興に必要な機械及び機械類の一覧表を出来るだけ早く提出して貰う様要求した。
- 必要な品目の購入費は一九五〇年度の予算に組まれている。或期間此の資金を使用する事は見合わされていたけれども、日本に於ける物価が上昇の傾向にあるのであるから早急に注文する事が至当である。
- 二 池村氏と砂川氏は現在入手中或は恐らく宮古に運送中と思はれる品物に付いては大たいの知識をもっている。此等の品目は氏等が一九五〇年四月上旬の際訪問したものであり、又其の時宮古上布工業が容易に出資し得ると云う彼等の考に依つたものである。現在如何なる品物を購入申請中であるかと云う事を確めるためか、機械類及び器具類の一覧表を後日(恐らく一九五一年に於いて)送付して貰い度いと想料される資材の一覧表と共に再提出して貰い度い。
- 三 機械器具類及び加工すべき原料の申請を管理する新制度によると申請された資材は之を一般的分類法により分類する様々に要求しているので第三番目の表(後日一九五一年の必要な資材の表)にはラミー繊維、染料、糸類及びその他の必要資材等の様な品物を記入せねばならぬ。

宮古軍政官府司令官

歩兵 ウイルソン・ポーター・JR
大佐
一九五〇年
經濟部書類綴 文書課

軍政官府商工部寄付I・M会社宛に送られる事になつてゐる。当本部は貴下が介穀を持って来れば何時でも同品を軍政府の公用郵便物として喜んで送り其の価格が決定すれば代金の徴集に喜んで援助する。

宮古軍政官府司令官
歩兵 ウイルソン・ポーター・JR
大佐
一九五〇年
經濟部書類綴 文書課

◎上布工業とラミー生産に関する件

宮古軍政官府 一九五〇年十一月二十九日

上布工業とラミー生産に関する件

- 一 貿易協定成立の際ラミー繊維をも台湾からの輸入品目に入れるようにとの宮古織物工場からの陳情書は認可の爲の見解と共に沖繩へ発送されてある。
- 二 貴下の陳情書を見て当本部は、何故宮古群島に芋麻栽培園を増加し、又繊維の品質を改良する様に対策を講じないかと云う所に疑問を抱いてゐる。苟も上布織業を正当に復旧せしめるに最も重要な対策の一つは良質で且つ充分な数量をもつて生の材料を備える事であると思はれる。特に地方の需要量を満たせばその残りは良い輸出品となるべきであるから信ずべき筋からの情報に依れば芋麻繊維の世界の需要量は年に一五、〇〇〇噸(アメリカ噸数)で将来二、三年内に二五、〇〇〇噸(アメリカ噸数)に増加するものと見られてゐる。現在世界には年に約五、〇〇〇噸(アメリカ噸数)が補給されてゐる。
- 三 話に依れば日本の東京に本店を有する東洋纖維会社は芋麻繊維は勿論優良質の宮古上布を少くとも年に二〇〇〇〜三〇〇〇反購入したがつてゐると云う事であり、又三〇日の予定で下記の事項を取極める

◎塩生産に関する件

宮古軍政官府 一九五〇年十一月二十八日

塩生産に関する件

- 宮古群島政府知事殿
- 沖繩軍政官府商工部は、下記報告を早急に提出する様要望してゐる。
- 1 現在の塩生産高は毎月何ポンドか
- 2 価格は一ポンドについていくらか
- 3 宮古群島の需要量以上に生産出来るか
- 4 もし販路が開かれるとすれば費用をさう多くかけずに生産量を増加させうるか
- 5 生産量を直ちに増加させ得るとすれば毎月の増産は幾ポンドか
- 6 一年中で塩生産に最適な月は

宮古軍政官府司令官
歩兵 ウイルソン・ポーター・JR
大佐
一九五〇年
經濟部書類綴 文書課

◎農村工業の育成

農村工業育成にトド底の農村に潤を

政府、農村奨励補助諸規程を設定
機械文明の進歩と共に、あらゆる国の農業も機械化してゐる今日、独り沖繩だけはこの文明からも立ちおかれて未だに原始的な農業経営を行なつてゐる。
土地狭少、土質、機械器具不足等種々のあい路となる原因があるが、しかし農村共同作業場を設置し、施設を整備することによって農民の生活コストを低減させ、従来の副業的農村工業を機械化し、農産物を高級に加工する等合理的経営方法によって、都市工業の水準にまで引上げ得られる。一方戦前、北中部地区にあ

つた茶園は植付してから四年後でないといふ生産品は出来ないので現在の沖繩の農家自體では復旧することは困難な状態である。斯かる苦境にあぐろ零細農家に潤いをもたらすために政府経済部では(一)農村協同作業場補助、(二)農村工業奨励補助、(三)茶葉奨励補助の三規程を設け、七月から実施することになった。政府では農村に対するこの種補助制には特に力を入れて予算のわくも漸次拡大する方針である。三補助規定の要旨は次のとおり、

※農村共同作業場設置補助規程補助金は知事が適当と認める団体が農産物の収穫、調整加工選別、荷造、販売等の共同作業の目的を以て、その設備を為す場合、右団体に対して、共同作業場建設費、器具、機械等の設備費の経費七割以内を交付する。但し二十万円を限度とす。

条件は(一)補助金の交付を受けた共同作業場及び附属器具機械類は、補助金交付の日から十年間保存しなければならぬ。但し特別な事由によりこれを廃棄若しくは譲渡しようとするときは予め知事の承認を得なければならぬ。(二)補助金の交付を受けた者は、交付の年から三ヶ年間様式第五号により利用成績報告書を毎年三月末日までに知事に提出しなければならぬ。

△農村工業奨励規程

補助金は知事が適当と認める個人又は団体が動力を以て農産物の加工又は農産物の生産を有利にする場合、右個人又は団体に對して原動機購入費製造機購入費の七割以内を交付する。但し五万円を限度とする補助金の交付を受けた機械類は、知事の承認なくして満三ヶ年これを廃棄し、又は譲渡してはならない。

△茶葉奨励補助規程

補助金は茶葉共同組合等で知事が適当と認める十五

名以上を以て組織する。団体が左の各号の一に該当する事業を行なう場合にこれを交付する。但し特に必要と認めるときは組合又は団体の人員を十名まで減ずることが出来る。

一、面積三町歩以上の集茶園の設置又は毎年一町歩以上の継続造成計画による面積三町歩以上の集茶園設置。

二、集茶園面積一町歩以上の既設茶園管理
三、面積三町歩以上の茶園を有する者の製茶所設置
四、面積五反歩以上の茶園を有する者の簡易共同製茶所設備補助金の交付は左の標準によるものとす。

一、集茶園設置の場合は反歩に付き二千円以内。
二、既設茶園管理の場合は一反歩に付き一千四百円以内。

三、共同製茶所設置の場合は建物機械器具、その他附属設備の新設に要する費用の五割以内、但しその交付額は十万円を限度とする。
四、簡易製茶設備の場合は建物機械器具、その他附属設備の新設に要する費用の五割以内、但し二万五千円を限度とする。補助金の交付を受けたものは補助金交付の日から十年間その茶園又は製茶所若しくは簡易製茶設備に変更を加え又は廃棄し、若しくは譲渡することは出来ない。
又設置の翌年から十年間五月三十一日までに、前年度の事業状況を様式第四号により知事に報告しなければならぬ。(様式略)

六 鉱業

石 炭

沖繩列島における地下資源の開発は、戦前またその緒にいたればかりであった。従って戦前に開発されていた鉱業は、東洋産業株式会社によって経営されて

いた八重山群島の西表炭坑のみであった。

終戦後、同炭坑は琉球軍政府の事業庁の経営することとなり、一九五〇年六月以降は同事業庁は八重山政府の管下に移管されることとなった。軍政府はガリオア資金によって設備を強化して増産に務め、現在約一万七千余の蓄炭を有している。石炭の沖繩群島内における需要は月約一千七千程度なので、海外市場への進出も計画されており、一日二百屯積込可の港灣設備を急いでいる。

炭層が薄いために水面以下の採掘も研究計画されているが、炭質が極めて優良であり、埋蔵量も五百萬屯と推定されているだけに、熱源供給の面で各界から大きな期待をかけられている。一九五一年六月二百屯が初出荷され、前年二月に設立された琉球石炭会社の手を経て一般需要者に供給されたが現在のところ日産三百屯内外である。

マンガン

軍需資材の鉄鋼製造にはなくてはならぬマンガンのついては、米國が大島及び八重山の同鉱山に大きな期待を寄せている。

八重山石垣島東北部平久保、友利、安良地帯にある黄銅鉱、硫化鉄鉱脈は四八・五〇%が鉄、三%が銅の含有率で埋蔵量は六〇萬屯に達すると見られている。この採掘については既に三十年前から専門家や関係筋の間では話題に上っていたが、鉱区がマラリヤ地帯なるが故に、ついに事業化されなかつたのである。十年前に大島出身の肥後茂良氏が石垣島桃里底原山一帯の採掘許可の申請を出したことがあつたが、事業着手前に逝去したために遂に実現に至らなかつた。

戦後、元台湾拓殖社員として戦時中南方の地下資源調査に携つた山城盛貞氏(熊高工採鉱冶金科出身)が、本島の山野をあまねく踏査調査して、その有望性を裏付けたが、氏の発表によれば、宮良から盛山、桃

里一帯にわたる鉱区では、一尺から二尺の露出鉱脈が三百から六百メートルの長さで九本走っており、埋蔵量四百萬屯と推定されている。戦時中日本が南方地域から輸入した原鉱の含有率は四〇・四五%であつたが、八重山のものには六五・七〇%の良鉱であるとの折紙がつけられている。八幡製鉄は既に技術員を派遣して調査に乗出すと伝えられており、また米軍当局も専門家の派遣方を本國に要請したらしく、現に民政府資源部のポーマン主任技師一行は一九五〇年八月二十一日シューマン軍政官並びに安里知事等とともにマンガ

ン資源地帯をつぶさに視察している。
神山長義氏や山城盛貞氏等は宮良、盛山、桃里を中心とする約五十萬坪にわたる採掘許可を出願し、既にその許可を得たらしく近く琉球鉱業株式会社を創立し本格的に開始するといわれているが、輸送路並びに積み込み港の施設に難点がある模様である。四五%含有率の鉱石が屯当り時価八・一ドルといわれている折から外貨獲得の面で大いに期待されているところである。

(元群島政府工業課長山城正幹)
(沖繩大銀六五・六六頁)

◎鉱物資源

一九五一年九月二十七日

宮古民政官府

首題 鉱物資源

宛 宮古群島政府

知事殿

一、貴政府が一九五〇年十月一日附の裏書
首題「鉱物資源」と共に送附した地図は当政府にては現在の所見当らない。
二、採掘願書を適当に処理するためにその地図がなく
てはならない。依つて必要な地図の写しを複製する
ために富永氏の財産管理課職員はその労をとられる

様お願いする。

官府長 ウイルソンポーターゼア
歩兵大佐 一九五一年

総務関係係

渉外局文書課

◎琉球列島に於ける採掘権並に試掘権に

関する規程

一九五二年三月一日米国民政府布令第五五号準則

A 申請書

1 申請書及び説明資料は五通宛作製の上琉球列島米国民政府宛に主管琉球財産管理課として提出すべきである。

2 申請書に特別の様式はない書翰体でもいいが左記の事項と資料を備えておかねばならない。

a 申請人が自然人なる時はその住所氏名

b 合名会社、商會又は組合の場合はその構成員の住所氏名及び各人の権利、実務の行なわれ

且つ記録が保存される場所若しくはその数ヶ所並にその本社の住所

c 社団法人なる場合はその役員及び理事並びに五%又はそれ以上の株主の住所氏名、実務の行なわれ且つ記録が保存される場所若しくはその数ヶ所並にその本社の住所

d 合名会社又は他の組合組織が申請者となる場合はその構成員の一名又は数名の負債額を制限した事項又は規程あらばその写

e 申請書がもと日本政府の発行に係る採掘権の復活を目的とする場合は日付と同権益の登録番号、申請者が同権益中に指名された被交付者でない場合は申請者が同権益を獲得した方法

f 申請者の資産、資源及び負債(不定の負債も含む)資本構成調達せる或いは調達計画中の借款及びその調達源並びに条件

g 権益に含まるべき地域及び場所、財産に影響を受ける土地所有者の住所氏名同土地所有者と話し合いがつけられている場合は同契約書写、契約が未だ為されていない場合はその理由

h 試掘又は採掘するべき鉱物の一種又は、数種(副産物を含む)並に見積高及び右鉱物が採算のとれる量存すると云う決定に達するに當つてとられた方法の説明、例えば表面に表れた証拠物件、露頭、試錐、堅坑又は横坑或いは先になされた発見又は踏査の記録等に依る方法、試金又は分析済の場合は最近回に為された試金又は実験の報告

i 纏引しない透写紙に墨で書いた該地図(縮尺五千分の一)北の方位線、既設の境界標又は目標物を記入すること。

左の彩色法を用いること。

赤……測点、番号、境界、方位角、測点距離

青……隣接鉱山又は鉱区との境界、河川、海岸線

茶……道 路

j 採掘計画

(1) 一ヶ月の作業予定及びその簡略説明
(2) 最初の一ヶ月の産出見積高

3 申請書は各通共その記載事項の真実な旨を述べた宣誓文を記入し申請者の一人若しくは数人の署名を要す申請者が三人以上よりなる組合である場合はその中の三名が全組員に代り宣誓署名する。申請者が合名会社である場合は社長が宣誓書に署名する。

- 4 手持又は入手する器具の説明その価格現在所有していない器具の入手予定日
- B 申請手数料
- 左に掲げる手数料金をB円で琉球財産管理課に前納する。

右は申請書提出と同時に之を為す採掘権発行申請と共に支払う料金は却下の際は払戻す。他の料金は却下の際は払戻す。他の料金は払戻さない。

- 申請書の種類 採掘権 試掘権
- 1 日本帝國政府発行の採掘権を申請者若しくは前受者若しくは解放申請 無料 無料
- 2 新規発行 一、二〇〇〇円 七二〇〇円
- 3 改正

- a 地域の拡大、縮小、再規定又は変更並に証認の取消又は変更 七二〇〇円 三六〇〇円
- b 残存、相続又は遺贈の結果による権益の授受 三六〇〇円 一八〇〇円
- c 残存、相続又は遺贈以外の理由による権益の授受(譲渡) 七二〇〇円 三六〇〇円
- d 別個の所有者に於ける既存の権益の合併又は分離(料金は当事者各人に付) 六〇〇〇円

- 4 抵当に入った権益の変更に対する追加料金 権益に対する抵当 三六〇〇円
- 5 証認及び記録のため 三六〇〇円
- 6 記録抹消のため 一〇〇〇円
- 7 延長又は更新 七二〇〇円 三六〇〇円
- 8 賃貸 七二〇〇円 三六〇〇円

- a 証認及び記録のため 三六〇〇円
- b 記録抹消のため 一〇〇〇円
- 6 所有者の証認を得ない土地又は隣権保持者の証認を得ない土地に於ける移転の実施 一〇〇〇円 七二〇〇円
- 7 延長又は更新 七二〇〇円 三六〇〇円
- 8 賃貸 七二〇〇円 三六〇〇円

- a 証認及び記録のため 三六〇〇円
- b 改正、延長又は更新の証認及び記録 一八〇〇円
- c 記録抹消のため 一〇〇〇円
- C 権利使用料
- 1 各採掘権保持者は琉球財産管理課に鉱産物に對して山元価格の1%の割合で権利使用料を払わねばならぬ。
- 2 権利使用料は毎年四半期毎に一月、四月、七月、十月の各第一日目に支払う。その日が土曜、日曜又は休日には当日は支払いは次の業務日に之を為す。
- 3 未払の権利使用料は期日から一ヶ月を経過する毎に1%の割合で利息を之に附す。
- 4 期日から三〇日以内に権利使用料を納入しない事は権利取消の理由として充分に之を勘案する。

- D 記録及び報告
- 1 産出鉱物及び同副産物の記録
- 採掘権者もしくは試掘権者はその採掘権及び試掘権保持地域に於て産出されたる凡ての鉱物及び同副産物の重量及び容量を正確に計量し右重量又は容量を記載し保存しなければならない。
- 2 鉱山の図面
- 採掘権者及び試掘権者はその事務所又は事務所なき時は随時便宜な場所に縮尺二百呎対一呎以下水平投射法による明瞭、正確、詳細な各鉱区別又は試掘地域別移転状況を示した図面を地表の図面と一対にして直ちに重ね合わせて公有地の境界と對照出来るように透写布又は透写紙に記載の上保管するを要する。
- 3 進捗状況図
- 採掘権者及び試掘権者は琉球財産管理課に第二年度以降各年の第一日目に先回提出の図面又はその

- E 位置、境界及び地域
- 各採掘権区又は試掘権区の区域は地表上にその境界が直ちに判別出来る様明瞭な標識を附するを要する同区域の各隅、一番外側の線の中央又は同様に最寄の近接可能な地点に直径四吋以上地表
- 6 上記諸記録の維持又は期日若しくは要求を経過する三十日以内に定期又は特別報告を怠ることは同権利取消の理由として充分に之を勘案する。

補遺図面以後の拡張、追加及び変更を示した青写真又は出来上がっている時はその複写二通と補遺図面の青写真又は複写二通を提出しなければならぬ。

採掘権者及び試掘権者は出来る丈最新の図面を用意して随時琉球財産管理課又はその代理入の点検に於て提出しなければならない。

4 四半期報告

採掘権者若しくは試掘権者は各年の一月、四月、七月、十月の各第一日の四半期毎にその期間中採掘された鉱物、鉱石、同副産物の量、特性及び性質、それから生産された産物又は副産物の量、特性及び性質、それから生産された産物又は副産物の量、同上の販売額及び同貯蔵若しくは販売用保管量、保管量を権益保持者又は実状に明るい同支配人、代理人の宣誓署名の下に作製された報告書を提出しなければならない。

5 年次報告

各鉱業権者は、権益の日を以て始る各年の最終日又は適当と定められた日にその鉱区に施された一切の他の工事に關する詳細説明事項並びに生産され販売された鉱物、原鉱石及び同副産物の量同上受領金額及び同貯蔵若しくは販売用保管量に關する説明事項と一緒に琉球財産管理課に報告しなければならない。

次に之を鉱種別に説明する。

1、金 鉱

金鉱は古生代の白色石英脈並びに新第三紀の輝石安山岩中の石英脈中に存在し、前者は奄美大島の笠利村補野、西方村久慈附近に、後者は久米島の仲里村島尻一帯、石垣島野底附近に認められるが、何れの鉱床も今後精密な調査の必要がある。久米島金山は戦前四ヶ年余に亘って探査調査がなされ其の結果は期待されるものがある。埋蔵量は合金率百万分の二〇以上のもので約二百万屯は予想される。

2、銅 鉱

銅鉱は全琉、至る処に存在して、その探鉱の沿革は古く沖繩本島伊佐川、伊地銅山は三百五十年前、尙真王時代に開鑿されたが乱掘のため、多量に掘り残されている。今尚残存している円覚寺の梵鐘は其の当時、鑄造されたものと謂われている。

銅鉱は大部分が黄銅鉱で奄美大島、沖繩本島、慶良間列島に於いては古生代に生成し、主として輝緑凝灰岩、粘板岩千枚岩に存在する。久米島ものは新生代中期に輝石安山岩噴出の際に生成している。

戦前採掘販売され、今直ちに再開鑿の価値あると思われる所は左の通りである。

沖繩群島 伊佐川、伊地銅山

慶良間列島の屋嘉比久場銅山久米島のトリシス旧鉱区

奄美大島 徳之島の松原、宝迫、下久志銅山、本島の屋八銅山

その他既知及び新発見区域も多いが今後更に本格的調査探鉱の必要がある。埋蔵量は全琉で八〇万屯以上で可採量は六〇万

- 面の高さ十八吋以上の標木又は同上の高さの石塚或いは石碑に明瞭な字体で鉱区所有者又は試掘権所有者氏名及び必要あらば登録番号を記載して建てなければならぬ。
- 標識方法に精功なるを要しない。採掘権所有者の名前と同登録番号を書き入れる広さの板切れをブリキ容器を切ったり延したりして作った金属類にはめた標識でもいいし、或いは白紙に権利者及び番号を書いて瓶かガラス壺に封じ込んで容器から紙を取り出すに判読出来るように作られた標識でもよい。ブリキ板を使用する時はサビ止めペンを塗るべきである。
- F 賃貸借及び抵当
- 1 採掘権の賃貸借又はそれに対する抵当及びその修正、変更又は取消はその実施後十日以内に琉球財産管理課に登録する要し管理課の証認を得るにあらざれば上記の賃貸借又は抵当は有効でない。
- 2 試掘権の賃貸借及び抵当は之を有効と認めない。
- 3 正当なる証認登録済の抵当に入った権利は抵当権保持者の同意文書なくして売却、譲渡又は同地域の形状変更及びその縮小は出来ない。

- G 雑 則
- 1 非琉球人の採掘権又は試掘権者は、琉球人代理者を指名し同人より保持者に対する諸通達の役務をして貰うことが出来る。
- 2 採掘権区及び試掘権区の境界は直線によつて測定されしめて地表面の境界直線を垂直に降して包含された区域に限る。
- 3 試掘権に依つてその保持者は定められた区域内の指定された鉱物の一種又は数種の踏査試掘をする利権が与えられる試掘、横坑又は堅坑の掘きくを為してもよいが販売の目的の採掘してはな

◎琉球鉱業の概況

一、鉱物資源の分布及び埋蔵量

琉球の鉱物資源は賦存面積狭隘であるが、その種類は頗る多く、金、銅、黄鉄鉱、輝安銅、瀧庵銅、硫黄、石炭、燐、トランプ、石炭石等があり、その賦存状態は日本鉱物分布の縮図とも謂得可く、皆無で我が琉球にのみ存在する宝鉱である。之等の賦存鉱物の分布及び埋蔵量は調査の不十分と資料不揃の為、杜撰ではあるが別の表の様に見える。

屯見込まれる。
五%含有の鉄石屯当りF・O・B・価格は約二、五〇〇円で之を可採量に乗すれば一五億円の価値となる。

3 黄鉄

黄鉄は大部分が黄銅と共生しているが黄鉄だけの場合もある。
前者は銅鉄の賦存する大部分の地区に見られ、後者は石垣島北端に近い安良一帯に存在する。
前者の黄鉄は黄鉄と共に採掘されて来たが後者は最近発見され現在採掘中のもので質量共に期待される優秀鉄床にして其の埋蔵量は二〇万吨と目される。

4 輝安鉄

輝安鉄は世界的に産額は僅少で日本では年産百屯足らずである。
琉球に於いては沖永良部島和に於いて戦前採掘されたが現在沖永良部島武に於いて採掘中で既に三〇屯余が日本向輸出されているこれは古生層中の珪砂中に胎胚しているが、附近の地質からみて大鉄床と思われないが企業の見込みは充分であると思われる。埋蔵量は両鉄区で約一万五千屯見込まれる。含有率が四〇%でその屯当りF・O・B・価値を約二万円とみて約三億円の換金される。

5 満庵鉄

満庵鉄は古生層に於いては至る処に存在している。之は古生層の珪岩、粘板岩を貫入した火成珪岩に随伴して珪岩中に胎胚している。
鉄床は大島に於いては日本屈指の大和、西方鉄山等の大規模な鉄山を含み、本島の西南部に広く分布して居り沖永良部島に於いては今婦仁村附近に賦存している。之等の中には五〇%以上の上鉄もあるが、賦存量が余り期待出来ない箇所もある。

したこともあったが、終戦後は休業のまま現在に及んでいる。

9 トラパーチン(大理石を含む)

第四紀洪積層以後に生成したもので琉球石灰岩(珊瑚礁生成)の二次的に来たもので其の主なる賦存地は左の通りである。

沖繩本島、瀬底島、勝連半島

奄美大島、沖永良部(田舎、國頭)与論

宮古群島 伊良部、来間島、宮古本島

埋蔵量は約一、〇〇〇万吨以上は見込まれ、無尽蔵とも請得られ、日本の需要量に応じ適宜、生産を増加し得る状態にある。現在尙当価格は那覇F・O・B二、三〇一、五〇弗である。

可採量を百万屯、価格は他鉄石に比し割高でF・O・B屯当り二、八〇〇一、三〇〇円になつてゐる。

従つて金額に換算すれば二八億円の宝庫が空しく地下に埋れている事になる。

大理石は石灰岩が変質して生成したもので石垣市の北側二軒の山麓及野底附近に約百万噸賦存している。

10 石灰岩

石灰岩は沖繩本島、大島本島、石垣島に存在し特に沖繩、本部半島には無尽蔵に賦存している。
石灰岩は従前単なる岩石と看做されていたが、新日本鉄業法で法定鉄物に指定され、重要な鉄物として取扱われるようになった。道路用砕石セメントカーバイドの製造は勿論塩化ビニールの原料としても用いられている。化学の進歩に伴い、利用価値が益々高まるので将来は更に期待されると思ふ。

11 其他

柘榴石などの他に有用鉄物が数種あるが更に今

石垣島大浜町には中鉄以下の貧鉄が相当量賦存しているが三〇%以上のものは少ない。満庵の埋蔵量は全琉では少くとも二〇万吨は見込まれる。可採量を一〇万吨とすれば四〇%含有の鉄石は屯当りF・O・B・価格三、一〇〇円であるから、可採量を金額に換算すると、約三億一千万円となる。

6 燐鉄石

琉球に存在する燐鉄石の生成は新生代第四紀洪積世以後で隆起珊瑚礁に海鳥糞が化して出来たものである。

其の分布は隆起珊瑚礁地帯である事が条件で主なる賦存地は左の通りである。

奄美大島 与論島、沖永良部島

沖繩群島 ラサ島、北大東島

宮古群島、下地村、多良間村、八重山群島波照間

従来、採掘していたラサ島は上鉄は殆んど掘り尽され二〇%以下の中鉄は可成残存している模様である北大東島の燐鉄は鉄、土、弗素が少く、製肥原料に最適だと言われている。

其の他の賦存地に於いては三〇%以上の上鉄を有しているが埋蔵量が未詳で綿密な調査を要する。

全琉の埋蔵量は凡そ五〇万吨が見込まれる。

7 石炭

石炭は殆んど西表島のみ存在しているが一部宮古の大神島にも存在されていると言われている。炭層は新生代第三紀、前期の生成にして西表島に於ける分布は同島の大部分を占め、広範囲であるが層厚は薄く、四層の中、採掘出来るのは一層(内離島、外離島では二層)にして大体一尺一・五尺層である。

但し内離島に於いては層の厚さ三尺に及ぶの

後の精密調査を要する

二、開発構想

琉球一帯に存在する鉄物は前述の通り種類が多く又分布も広範囲であるがその悉くが企業成立するとは言いが得ない。

其の他価値を決めるには、可採量、品位が必須条件で次に必要なことは需要度と価格である。

之等の条件を先づ満足したとて、次に考えるべきことは作業上の立地条件である。

鉄山は大抵の場合、地形が峻峻で交通の不便地が多い又、海岸は珊瑚礁のため鉄石の積出しが困難なところもあり、また冬期、波浪が高い為、折角採掘した鉄石を滞貨せねばならない等の悪条件の処も在る。鉄業は之等の不利な条件を充分に検討吟味して採算の見通しを定めるのであるが、かく詮じ詰めることに依つて実際に企業可能な箇所は限定されて来るのである。

然し現今日本の鉄業趨勢は鉄区の如何なる悪条件をも克服、打開し、鉄物資源の存する所、必探心掘の強固な意図を表明している。

例えば最近探鉄法で確認された有明海底下の石炭層を採掘せんが為には有明海中に人工島を設け、既に堅坑掘鑿にかかつている現況である。

ところが琉球の鉄業は戦後米国民政府の管理下に置かれて居るが一部を除き殆んど全部再開されず忘却されて来たので日本に較べ二三十年立遅れている為、即座に日本の如く積極的な実現は困難であると思われるが、諸種の条件を斟酌、検討の上、採算可能な鉄区を先づ重点的に開発する事が良策と原料せられる。

斯くすることに依つて、琉球の鉄業は確実に発達し又鉄業に対する一般の認識も自然に高まり従つて、鉄業の価値は益々増大するのである。

で、外離島では三尺以上に達しているものと推定される。
走向は略南北で傾斜は緩く二―三度に於て西に傾いている。

岩田の採掘沿革は大正初期に始まり、昭和五、六年頃が最も盛況を呈し、年産五万吨にも達しその販路は香港にも及んだと言われている。

従前の採掘は専ら西北部の海岸沿いに行なわれ採掘容易で搬出可能な地域は掘り尽された感があるが海岸から、二三軒奥の内部及び外離の海底下の炭層は未採掘にして調査はなされていない。

これらの炭層が今後期待かけられる区域である。埋蔵量は約五〇〇万吨と推定される。日本に於ける石炭の価格は一カローリ約一元であるから西表炭の一屯の価格は(六、五〇〇カローリだから)

約六、五〇〇円に採算される。従つてF・O・B屯当り価格は一、二〇〇円となる。

故に可採量を三百万屯とすれば三六億円の金額に達する。戦後米軍事業部が上原地区で採掘していたが現在琉球興発が採炭を継続している。約六千屯の貯炭がある。

8、硫黄

硫黄島は第三紀中期に出来た火山島である。琉球における硫黄はこの島のみ存在し、埋蔵量は約七〇万吨、純分にして十万吨以上の可採量が見込まれる。

純硫黄の屯当りF・O・B・価格は約七千円だからB円で約七億円の一大宝庫である。鉄区は、鉄染沈鉄床から出来ているが、噴気孔からは今尙多量の硫黄分が噴出して周辺の岩壁に昇華硫黄として結晶している。採掘の歴史は古く三百年以上に溯り尙真王代から採掘されていた。
昭和十六年頃が最も盛況で月産一〇〇屯以上製鍊

次に考慮を要する事は資金、資材の調達対策である

トラパーチンの如く殆んど露天掘りで容易に採掘、換金出来る事業又は、小規模な鉄山の場合は琉球人又は琉球法人によって運営し、西表炭田の如く総合開発を要する組織の場合には、莫大な資本、資材及び多くの技術者を要するから、外資導入に依ることが良策と思料せられる。

両者何れの場合に於いても復興資金と密接な関係を保つことは勿論必要なことである。

三、生産計画

鉄物資源の生産量を定めるには、鉄山の鉄量、生産能力及び需要量等に依つて決定される。別表は年度別の生産予想量を計上してある。之は鉄業権の認可が本年中になされるものとし、遂次開発に着手することを前提として計画したものである。

四、工業に及ぼす影響

鉄業の開発に伴つて、工業の発展を誘導する為には鉄産物の生産増強と、その利用の拡充を図らねばならない。即ち琉球における鉄産物の大部分は原鉄石の儘で日本向に輸出されることになっているが、此の線に沿えば生産コストの他に六―八ドルの運賃を見込まねばならない関係上、日本よりも高品位の鉄石を送出しなければならぬ。其の為には、生産が抑制されるので生産額が圧縮されることになる。其の打開策として次のことが考究される。

① 日本同様の品位を維持して生産の増強を図り、同時に輸出品位は可及的に優良化すること。

② 現地で消化出来るものは、最効果的に利用すること、之等の実行対策が即ち工業発展の導因となるのであるが、その具体的方法を更に詳説すれば次の通りである。

1、製鍊所の設置

例えば硫化銅は全琉一帯に広く賦存しているが、

原鉱のまま輸出対象は、銅含有率5%以上とみられている。

それ以下のものは、採掘価値がないことになり、5%以下の低品位の鉱石を価値づける為には、鉱山の中心地の適当な箇所に簡易に仮製錬所を設置することで、此の設備装置は純鉄を製錬する為でなく、含有率を高めることが目的であることから、その設備費は多額を要しないから是非設置の必要がある。

2、トラバーチンの加工
「トラバーチンは原鉄を石切機によって六分板とし、これを研磨して使用するものであるが、現在は粗材のまま輸出しているが将来は加工工場を設けて、加工の上製品として輸出した方が有利であり、望ましい事である。

3、石炭瓦斯会社の設立
現在日本に於ける石炭価格は前述の通り西表から日本までの輸送費はF・O・B約一千元で殆んど石炭代と同価格になっているので石炭の如きは出来るだけ現地で最高度に利用することが望ましい。かかる観点から人口稠密で商工業の中心である那覇市に於いて、石炭瓦斯会社を創設することが必要である。

4、セメント工場設置
セメント製造の主原料は、石灰岩であるが之は、本部半島に良質のものが無尽蔵にある。他の原料は殆んど存在し、現在の所発見されていないのは石膏であるが、これは僅かに2%位の要量であるから日本からの輸入は容易である。従ってセメント製造の立地条件は満足するが肝要なことは、セメントの現地消費量と生産コストの調査である。

(イ) 鉱山経営の指導監督
(ロ) 鉱山技術者の養成
(ハ) 鉱山協会の設立及び指導育成等が挙げられらる。

出 商 業

◎宮古群島から日本向黒糖輸出入について

宮古軍政官庁 一九五〇年十月三〇日

宮古群島から日本向黒砂糖輸出

見込みについて

宮民知事殿

一、十月二十八日付沖繩からの新聞報道を貴下の参考の為送附す、那覇渡し価格一斤二十六円で黒糖を出しても良いと考える個人又は団体に通告し早急に実施させて貰い度いその記事の中にある他の件は(宮古群島の住民に利害関係がある)現在手持の黒糖の輸出に關し要求している程には宮古の経済に對し裨益するに必要ない処置をば早急には要求してない。

二、黒糖の輸出可能性に關し、関係者に周知徹底せしめ貴政府商工部が貿易庁宮古支部と打合わせをして日本の輸入条件に添う様その検査、等級並包装等の準備をなした方がよいと思う。尙一九五〇年十月二〇日付軍政府々令第二六号第五條輸出取締並手続法の規定及一九五〇年十月二〇日付軍政府指令第十一号第四項輸出取締に対する運営手続法の規定に従わなければならぬ。その府令並びに指令の日本文は各一部別の添書をもつて送附してある。その府令並びにその府令に対する補助指令は一九五〇年十一月一日より之を施行する。

宮古軍政官庁司令官

步兵

ウィルソン・ポーター・J.R

一九五〇年

經濟部書類級 文書課

此の点が解決すれば、セメントの製造は有意義にして有価値であると思料する。以上が鉱業の発展に伴って期待される工業の部門であるが、前述の基幹工業に伴い幾多の随半小工業が勃興することは必然である。

五、鉱業に対する政府の方策

前各項に於いて述べた如く、地下資源の琉球経済への役割は大なるべきものであり、鉱業は琉球最大の生産業たる糖業にも匹敵する重要産業にして、其の開発は緊急でなければならぬ。

従って政府に於いては鉱業の振興を期し度く、其の概要は次の通りである。

1 地下資源の実態把握

地下資源の実態把握は、鉱政の必須要件であつて地震探知機及び電探探知機による全島の資源調査を行なうと同時に業者と協力して鉱区の実態調査を行ない広く民間の情報を蒐集し諸資料を整備し之に検討を加えて鉱業振興の基盤確立を期すべきである。

2 資金の調達

地下資源開発には特に多額の資金を必要とするので広く、鉱業の琉球経済に及ぼす重大価値を認識せしめ民間資金結集を図ると共に一般金融界に積極的呼びかけ、金融の円滑を期する外、特に外資導入に關する斡旋を行なう。

政府助成としては、鉱物探知機、特殊機械設備、道路港灣備、探鉱費等にして既知鉱床の開発及び新鉱床の意見を促進奨励すべく助成を行なう等である。

3 貿易の促進、改善

島内消費に充たされる地下資源は各種産業の勃興に伴って其の開発は進展されるが、大部分の地下資源は島外に輸出されなければならない。戦後久しく通関状態にある鉱物貿易の再開について

◎琉球輸出品に關する件

(一九五〇年經濟部書類)

農 業 生 産		名 称	産 地	琉球年産額	年産金額 千円以上	備 考
葉	タバコ	N-O	47,000,000ヶ	\$ 150	1949年に約5,000,000ヶ輸出す 金額 \$17,000	
実	ソテツ	N-O	キュービク 1,500フィート	—	戦前品、価格不明見本並輸出可能量を送附せよ	
繭	蚕	O-S	50,000ポンド	—	全 上	
根	百 合	O-S n	400,000コ	18	1949年約206,000ヶ10,196ドル積出した。	
果	実	S-O	—	—	戦前品1936—1940年額約1200キュービク フィート輸出した。	
果	バナナ	S-O	—	—	全 上	
果	パイナップル	S-O	—	—	全 上	
草	紫 おも	N	100,000本	8	見本並輸出可能量を送附せよ	
草	煙	S-O	—	—	戦前品自1936—1940年度年額約100,000ポ ンド輸出した。	
菜	野	N-O	—	—	戦前は毎年約800,000ポンドの生の野菜と 12,000ポンドの乾燥野菜を輸出した。乾 燥野菜は工業化を要する	
工 業 生 産						
葉	アダン	—	—	—	戦前1,000 キュービクフィート毎年輸出 していた	
帽子	コヨリ	O	17,000ダース	204	1949年はドル価格不良のため100ダース 以下の生産となった。	
手 芸 品						
籠	手編袋	O	—	—	現在の所実用的でない (イ) 米国へ輸入禁制品 (ロ) 沖繩の1/2の価格で優秀品が日本の工 場で出来る。	

埋蔵量及び生産量(年度別)

種 別	埋蔵量 tons	品 位	1953年度 1954年度 1955年度			賦 存 区 域
			生産量 kg	生産量 kg	生産量 kg	
金 鉱	2,000,000	20gr/ton	20	220	240	沖繩—伊地、源河、伊差川、久米島、屋嘉比、古場島
銅 鉱	800,000	5%以上	150	2,700	4,000	大島—屋入、松原、花時名、沖繩—金武村金武、下久志
輝 安 鉱	15,000	45%以上	60	200	200	大島—沖永良部島和
黄 鉄 鉱	200,000	S45%以上 Fe45%以上	350	1,500	2,400	石垣島—安良、大島—大和、宇檢、西方、鎮西
滿 俺 鉱	200,000	MnO2 40%以上	500	21,000	2,000	沖繩—本部、今帰仁、石垣島
石 炭	5,000,000	6,500kcal 以上	5,000	2,000	52,000	西表島
硫 黄	700,000	30%以上	700	30,000	2,400	硫黄島、大島、沖永良部、与論
トラバーチン	10,000,000	—	20,000	—	30,000	宮古—伊良部、来間、下地

ては東京駐日貿易代表事務所を通じ、又あらゆる機会を利用して鉱山局、鉱業協会や各業者との連絡を密にし、市況、信用調査、販路斡旋を依頼すると共に、琉球の地下資源の状況を通報し内に在っては産物の生産増強と品位の向上を図り信用の確保を期すべく更にL・Cの開設、輸送船舶の改善等幾多の重要問題が残されている。

珊瑚	S	2,000ポンド	—	珊瑚漁業用古い漁業網に関し調査中
海人草	O-S n	400,000ポンド	175	確実な輸出可能性を報告せよ
ふかのひれ	S-O	27,000ポンド	14	販路調査中
乾燥なまこ		4,000ポンド	—	戦前年額約4,000ポンド輸出
つのもた (アリンモズ)	S	200,000ポンド	—	価格並販路調査中
魚の肝臓の油 ビタミン	O-N	—	0	エキス油を土地で製造する方法を研究する。
畜産				
牛	N-O	700頭	¥ 28,114円 164	戦前(1916~1940)年額約200頭輸出した
馬	N-O	700頭	¥ 60,000円 350	戦前(1938年)北部琉球から年額400頭輸出した。
皮革	N-O	500頭	—	戦前年額約2,000枚輸出した。
林産				
竹	N	30,000本	15	価格並販路の調査中
樟脳	S	—	—	戦前年額約30,000ポンド輸出した
木炭	N	462,000ポンド	12	価格並販路の調査中
木材	N	—	—	戦前年額約2,000,000キュービクフィート輸出した
鉄道枕木	N	90,000本	144	価格並販路の調査中
鉱業				
銅	O	800トン	—	1945年に作業中止して以来慶良間炭坑山に800保有されていると報告されている。見本と輸出可能高を送れ
マンガン	N	—	—	合衆国測量技師は残鉱床の発掘は実用に供しない且つ近くに銅路が出来る時にのみ1800メトリクトンのマンガンの移動をなし日本銅鉄工業を復活させる様すすめている。
燐	KD	12,700トン	\$ 39	1949年には約12,700トンが積出された新器材取替のため1949年8月には中止アルミニウムの出現によって質が低下しているをして日本製品の10構成分子と混合した時のみ使用できる。
硫黄	N	350トン	18	見本並輸出可能性を送附せよ価格並販路は調査する。鳥島の硫黄鉱床は数世紀間採掘されて現在は実際の所取りつくされている状態にあるとの事である。
建築石	—	—	—	戦前年額約23,000ポンド輸出した。
石炭	S	—	—	1949年度ガリオア器材が西表炭坑用として入荷しつつある且、現在の少量生産は琉球工業に使用されるべきものである。現在の所約20,000,000から30,000,000トン位の埋蔵がある。1945年に工場を空爆されるまで日本は1,500,000トン位採掘してある。

(1950年 経済部書類類 文書課)

アダンバ筵 22''-30''x72''	—			合衆国向きの手織
織 維				
アルピモヤ	N-O	56MT	\$ 9	見本並輸出可能性を送附せよ。
バナナ	N-O	140MT	22	全上
ゲット	N-O	140MT	100	全上
クロッグ	N-O	100MT	90	全上
マーニ	N-O	150MT	200	全上
サニン	N-O	—	—	全上
家具				
竹 具	N	2,000ヶ	8	販路は調査を要す
カワチ(染料)				
マングローブ (アミ)	S	10MT	6	全上
ヨバイ(綿)	S	25MT	20	全上
シャリンバイ (絹)	S	3MT	7	全上
ジョスステック パウダー	N	35,000K a n	65	見本並輸出可能性を送附せよ
もぐさ	O	6,000ポンド	12	用途並販路は調査を要す
糖 密	O	—	—	戦前年額約2,000ポンド輸出していた
砂 糖	N-O	6,000,000 ポンド	240	運営資金が出来るまで販売
酒	O	—	—	戦前一ヶ月約900,000ガロン輸出していた
つむぎ	O-N	53,000反	400	良い価格の保持出来るまで販売
水産物				
ボタシ貝	O-NS	500トン	100	遠からず新契約が出来る夜光貝並黒蝶貝に対する需要なし
鱈 節	N-SO	500,000ポンド	150	近い中1,500ポンドの本節に対する契約が出来る
鳥賊の甲	S-O	18,000ポンド	—	見本を送附 有望 価格未定

◎島内生産品見本に関する件

宮古民政官府 一九五〇年十月十日
島内生産品見本に関する件
宮民知事殿

一、琉球軍政官商工部のケンドリック夫人は一九五〇年十月六日無線電話で次に述べる島内生産品の本を次便にて同夫人の許に送る様にと云っている。
a、テンプル装飾にふさわしい赤珊瑚
b、あらゆる種類のアダン葉製品
c、綿織物、ラミー上布を一反又は二反
各見本には希望価格並びに、これから六ヶ月間に製産出来る数量は提示しなければならない。夫人は上記の品物は占領軍に對し良い販路を持つたろうと話して居った。見本を当本部が検査し送附出来る様当本部に送附せよ、且つ各品目には夫々代金支払請求書を添附せよ。

二、現在は材料が少なく、唯他の綿織物又は木綿繩をほどこいて材料を入手しているので綿製品は少ないと云う様に夫人に對しては説明したと夫人は織物工業用の材料並びに機具は幾分か入手可能であると云う事を述べた。綿織物ラミー及び上布製造に必要な原料並びに家庭に於ける織物を奨励する為の小機織の一覧表をもう一回提出したら良いと思う。
三、本書翰はギャーランさんが副知事与儀さんと砂川さんに口頭で話した事を纏めたものである
依命ポーター大佐
副司令官 J・T・コイルマン
歩兵 小佐
一九五〇年
經濟部書類課 文書課

◎海人草の輸入について

拜哲

一九五二年新年を迎へ御目出度うございます。さて旧年中は何かと御世話に預り有難く御礼申上ます。本年度も何かと御迷惑を御掛けすること、存じます。何卒宜敷御願ひ申上げます。さて昨年来御願ひ申上げておきました海人草の輸入の件いかなりましたでせうか、実は銀行の方の手續の締切り期日が廻りましたので早く輸入の手續をしないと銀行の方では締切つてしまふので例の契約書はいかがなりましたでせうか、新年早々誠に申かねますが早速先方の承諾を得て契約書を御送付下さいませう御願ひ申上げます。又何か契約上に種々の変更或は不都合等がございますので、なお誠に恐れ入りますが適当に先方に掛合われ此方へその状況を御知らせ下されば早速諸方を電報申上ます。契約書がなければ通産省其の他の方面の手續も出来ず困惑いたしております。左様な次第ですから此方も少々あわてゝいるわけで何卒よろしく御願ひ申上げます。
なお契約書は、
東京都港区芝田林町一ノ二日産館内
賠償庁管理課内 星川 正美
宛御送り下され度、新春早々御迷惑な御願ひ誠に恐れ入りますが何卒御願ひ申上げます。
草々
本若様 御机下 星川 正美
二伸
又貴官は何時頃東京へまいられますや其の節は又事務所の方へ御伺ひ申上げ何かの御礼申上度存じております。先はそれまで時節柄御自愛專、一に御願ひ申上げます。
一九五〇年十一月八日以降
交易関係係 八重山地方庁 水産課

◎金属屑について

宮古民政官府 一九五一年五月十九日
金属屑について
宮古群島政府知事殿

一、首題一九五一年四月十六日附の当本部の覚書に對し更に参照す。
二、個人所有の鉄屑とは合衆国軍隊に属する。例えば合衆国製品及び以前同国が使用していた金属屑を含みざるものである。
三、上記の事柄が完全に遵守され得る様民政府は厳格な管理を行なうものである。
四、更に貴下にて将来の輸出業者が認可輸出許可証を受ける前又は大体認可の見通しが利くと云う以前に莫大な費用を消費しない様、注意する様に指示する。
五、勿論日本の私立会社又は個人が所有する金属にも手をつけざる様に考慮され度し
宮古民政官府長
歩兵 ウイルソン・ポーター・J・R
大佐
一九五一年
総務関係係 渉外局 文書課

◎沈没船引揚作業に関する件

宮古民政官府

一九五一年五月十一日
首題一沈没船引揚作業に関する件
宮古群島政府知事殿

一、茲に添附せる書翰から推して群島政府は首題沈没船引揚計画又は申請書を一通以上所有する方が良いと思われ。
若しも斯様な計画又は申請書が提出される場合群島政府はこの計画が最も实际的で実行可能であると考慮されるかを指示せねばならない。
二、更に調査を要する此の事柄は船舶(i.e. 沈没中)の所有権に関する事である。
特にその船舶が公的物であったかそれとも個人所有に係るものであったかという如何なる情報にも関心を寄せるべきである。
更に前所有者がその財産の返還を要求すべく尽力する事も関心事である。
三、その他に船舶の沈没水域の溶度に関して日報告が必要である。
民政官府長
歩兵 ウイルソン・ポーター・J・R
大佐
一九五一年
総務関係係 渉外局文書課

◎原産地証明書交付手数料の徴収に関する立法

(一九五五年九月一六日立法第四五号)
立法院の議決した原産地証明書交付手数料の徴収に関する立法に署名し、ここに公布する。
原産地証明書交付手数料の徴収に関する立法

(手数料)
第一条 琉球列島からの物品の輸出に際し、原産地証明書(以下「証明書」という。)の交付を受けようとする者は、証明書一件につき四十セントの手数料を納めなければならない。但し、政府が輸出する物品について発行する証明書は、この限りでない。
(手数料の納付方法)
第二条 前条の手数料は、収入印紙をもって納めるものとする。
(施行規定)
第三条 この立法の施行に關し必要な事項は、規則で定める。
附 則
この立法は、公布の日から施行する。
附 則 (一九六一年五月二〇日立法第三二二号)
この立法は、公布の日から施行する。

△ 第一部
年令十六才以上の身体強健なる女子にして新制中学校及び旧制国民学校並に高等小学校若しくは之と同等以上の学力を有する者と認められる者
第六条 生徒志願者は入学願書(第一号様式)に履歴書(第二号様式)及び学業成績証明書(第三号様式)を添へ与儀農業研究指導所長へ提出する。
第七条 生徒の募集人員及び試験期日等はその都度之を公示する。
第八条 生徒の採用試験は左の科目に就いて行う。
数学、英語、作文、生物、身体検査、口頭試問
第九条 入学許可を得たる者は保証人二人を定め誓約書を二〇日以内に差出す。右保証人は独立の生計を営む者にして内一人は養成所から一里以内に居住することが必要である。
第十条 練習科目は次の通りである
学科、一部一蚕業汎論、栽桑、蚕体生理解剖、蚕体病理、育蚕、蚕種、蚕糸業法規、農学、製糸、珠算
二部一育蚕、蚕種、製糸及屑蚕加工、蚕業、農産加工、珠算
実習一部一蚕兒飼育、蚕種製造、栽桑蚕体解剖、蚕病実験、蚕具製造、蚕桑審査
二部一蚕兒飼育、蚕種製造、製糸及屑蚕加工、蚕具製造、絹手芸加工、蚕及生糸真綿審査、蚕病検査、農産加工
第十一条 生徒は練習期間中特定の宿舎に宿泊せしめらる。
但し、都合に依り通学せしめる事がある。
第十二条 生徒にして本規程に違反し其の本分を失うと認められる行為ある者は左の徴戒をなす。
謹慎、停学、退学

◎蚕業技術員養成規程

蚕業技術員養成規程
第一条 地方蚕糸業の改良発達に資する為、蚕糸業に關する学理、技術の練習を為すを以て目的とする。
第二条 生徒を分けて第一部男子、第二部女子の二部とする。
第三条 生徒の定員を三〇名以内とする。
第四条 養成期間を一ケ年以内とする。
第五条 生徒は琉球管内在住者にして左の資格を有し所定の選衡を経た者である。
△ 第一部
年令十九才以上の身体強健なる男子にして新制農林高等学校又は高等学校及び旧制中等学校卒業若しくは之と同等以上の学力を有する者と認められる者。

第十三条 生徒にして左の各項の一に該当する者には退学を命ずる。

- 一、品行不良にして成業の見込みないと認められたもの
- 二、学業劣等若しくは身体虚弱にして成業の見込みないと認められた者
- 三、正当の事由なくして引続き二〇日以上欠席したる者、又は出席常ならぬ者

第十四条 生徒にして所定の課程を終へた者には(様式第五号)修業証書を授与する。

(様式第一号)

入学願

今般蚕業技術員養成規程に依る練習生を志願いたしますから御許可下さるよう、別紙関係書類相添へ御願ひ致します。

年 月 日

本籍

現住所

氏名

生年月日

Ⓢ

(様式第二号)

履歴書

本籍

現住所

ふりがな付氏名

生年月日

学業

一、年 月 日 某学校に入学

一、年 月 日 某学校を卒業

職業

一、年 月 日 某官拜命

一、年 月 日 某所に於て某業に従事

賞罰

一、年 月 日 何々の為何々の賞罰を受く

一、何々業(家事)

年 月 日

右氏名

(様式第三号)

学業成績証明書

本籍

現住所

氏名

生年月日

科目	学年	
	第一学年	第二学年
一		
二		
三		

右成績は原本に相違ない事を証明します

年 月 日 学校長氏名

(様式第四号)

誓約書

今般蚕業技術員養成規程に依る練習生となりましたので諸規則等を固く守り専心学業並に勤務を勉勵いたします。

右何某在学中は諸規則等を固く守りますこととは勿論在学中にかゝる一切の事件は拙者に於て引受けいたします。

本籍

現住所

保証人 氏名

生年月日

Ⓢ

(様式第五号)

修業証書

第号

所印

氏名

生年月日

右は蚕業技術員養成規程の(二)部の課程を修了したことを証する。

年 月 日

蚕業研究所教師氏名

Ⓢ

一九五一年度産業課

農事ニ関スル書類ヨリ

◎蚕糸業復旧緊急対策ニ就いて

沖繩第六〇六号

一九五一年五月二十五日

与那城村長殿

蚕糸業復旧緊急対策ニ就いて

自立経済ノ早急ナ実現ヲ要請サレテ今日特ニ輸出産業トシテ日琉蚕種貿易ヲ目捷ニ控ヘタ蚕糸業ノ復旧ハ焦眉ノ急務ト存セラレマスノデ之ガ実施対策トシテ特ニ別紙ノ事項ニ留意ノ上之ガ実施ノ徹底ヲ期セラレ度ク通達致シマス

蚕糸業復旧緊急対策

一、桑園能率ノ増進ト新植桑樹ノ増加

現在桑樹ノ管理ノ合理化ヲ計ルト共ニ蚕糸業自立経済計画ノ線ニ沿イ桑園ノ増殖ヲ計ル目的ヲ以テ下記ノ措置ヲ講ズル

(1) 桑園台帳ノ作成

桑園桑樹ノ計画の増殖ヲ図ル為ニ今回実施ハル蚕業センサス調査資料ヲ基礎ニシテ様式一五

経済部長

ニ依リ桑園台帳ヲ作成シ桑園桑樹ノ増減ヲ記録ス。

(a) 本畑宅地、畦畔並混作桑園ノ奨励食糧作物ノ許ス範囲ニ於テ本畑桑園ノ増殖ヲ奨励シ併セテ他作物ト桑樹トノ混作ヲ図ルト共ニ戦災ニ依ッテ荒廃地セル宅地ニ桑樹ヲ栽植シ宅地ノ緑化ニ努メルコト。

尚、耕地ノ週田ノ防風防潮兼用ノ畦畔桑園ノ作成ニ努メルコト

(b) 桑林ノ造成

戦災ニ依ッテ荒廃セル原野丘陵ニ桑林ノ造成ヲナシ原野ノ緑化ト之ヨリ得タル桑葉ニ依ッテ産蚕ノ増殖ヲ図ルコト

(c) 新開拓地ニ於ケル養蚕ノ奨励

新開拓地ノ入植者ニ対シ桑樹ノ栽植ヲ奨励シテ養蚕ヲ織込ミタル農家ノ撫育ニ努メルコト

(d) 桑園整理ノ転換防止

他ノ目的ノタメニ戦時中転換サレタル桑園ノ復元ヲ早急ニ実施ヲ計ルコト

(e) 桑園愛護週間ノ実施

桑園愛護思想ノ涵養並桑園能率ノ増進ヲ図ル目的ヲ以テ春秋二回ニ亘ル桑園愛護週間ヲ実施ス

二、桑苗の確保

桑苗ノ復元拡張ニ要スル桑苗ハ下記ノ方法ニ依ッテ確保スル

(1) 桑苗圃経営 経験者並新ニ適當ト認メララルル桑。桑苗圃経営希望者ニ対シ桑苗圃ヲ設置セシメ桑苗ノ合理的生産ノ指導ヲ為ス。

(2) 学校其ノ他団体等ニ対シ桑苗圃ノ設置指導ヲ為スト同時ニ其ノ他農業団体等ニ桑苗圃ノ設置督励ヲナス

(3) 桑種子ノ確保

(4) 桑種子ノ確保

(5) 桑種子ノ確保

(6) 桑種子ノ確保

(7) 桑種子ノ確保

(8) 桑種子ノ確保

(9) 桑種子ノ確保

(10) 桑種子ノ確保

(11) 桑種子ノ確保

(12) 桑種子ノ確保

(13) 桑種子ノ確保

(14) 桑種子ノ確保

(15) 桑種子ノ確保

(16) 桑種子ノ確保

(17) 桑種子ノ確保

苗圃設置ノ所種子ハ各町村ニ於テ生産スルコト

三、経営ニ対スル処置

(1) 養蚕農家ノ経営規模ノ拡大

過去現在ニ於イテ沖繩蚕糸業不振ノ一因ヲナス経営規模ノ過少ヲ拡張シテ養蚕収入ノ増加ヲ計ル事、一養蚕家一期五貫通年二〇貫ヲ目標トス。

(2) 模範養蚕家ノ設置指導

養蚕ヲ織込ミタル農家経営ノ實際ヲ一般ニ実地指導ヲ為ス

(3) 蚕室蚕具ノ整備

戦災ニ依ッテ壊滅セル蚕室蚕具ノ早急ナル整備ヲ為スコト

近ク日琉蚕種貿易モ開カレントシテイルノデ早急ナル整備ヲ為スコト

四、講習講話会ノ開催

現在ノ駐在技術員ニ対シテ新シイ蚕業知識ノ教授ヲナス村ニ於テ其ノ都度適當ナ時期ニ養蚕ニ対スル講習講話会ヲ開催スルコト。

様式一五号

桑園台帳

部落名

一九五一年

一九五〇年

氏名

名

畑地作畔計

本宅混畦小

換換累本宅混

計計

計計

計計

計計

計計

計計

計計

計計

計計

沖繩第五〇二号

一九五一年四月十六日

与那城村長殿

桑苗育成管理について

桑苗の育成に万全の意を注ぎつゝある事と思ひますが発芽後の管理を特に留意せられ左記に依り指導し生産目標達成上万遺憾なき様努められ度し。

一、発芽始めた二三日で日覆を除く事

日照り強い時は二三日に次第に取り除く事。

二、蝸牛害ある所は絶へ間なし其の駆除をする事。

三、間引移植は本葉出で始めより本葉一対位出た時を可とす。

四、追肥は苗木五寸位伸長せる頃第一回(小量)をなし其の後漸次増加し三回四回に分与す。

五、施肥量は桑苗圃施肥標準による

附記

肥料は購入法を斡旋すべく計りてあるも間に合はぬ場合は各市町村農業組合の手持分あらば組合と連絡購入方が便かと思ひます。

一九五一年度 産業課

農事ニ関スル書類ヨリ

◎沖繩蚕糸試験所

沖繩軍政官府

産業課

農事ニ関スル書類ヨリ

産業課

農事ニ関スル書類ヨリ

産業課

農事ニ関スル書類ヨリ

産業課

農事ニ関スル書類ヨリ

産業課

農事ニ関スル書類ヨリ

産業課

農事ニ関スル書類ヨリ

産業課

日附 一九五〇年一月十七日
宛 沖繩知事

首題 沖繩蚕糸試験所
一 一九四九年十二月六日附覚書第三六〇号首題蚕糸試験所の移転並に同土地使用に対する認可陳情に回答する。

二 右覚書に申請してある通り、沖繩蚕糸試験所の移転を認可する。

三 移転完了の際は当軍政府に連絡せられたい。

軍政官の指示により
副官海岸砲兵大尉
フランシス・B・マチリス
軍より受領せる文書(経済部)

◎蚕糸業

蚕糸業

一 戦前の蚕糸業

1 沖繩蚕糸業の起源

沖繩の蚕糸業の起源については掘るべき史料がなく詳かでないが、久米島郷土史によれば、今から五百八十年前琉球察度王(西歴一三五〇年—一三九〇年)の時代に、久米島において堂の大親なる人によって創められたようで、彼の晩年中山王の命を奉じて明國に進貢の折彼地で養蚕機械(紬織)の方法を伝習し帰り、これを島民に教え、桑樹の栽培等を伝授したことに始まったといわれている。その後次第に慶良間、粟国、渡名喜、伊平屋の諸島に普及し、尙寧王(西歴一五八九年—一六二〇年)時代には既に一つの産業として発達したという。ついで西歴一八四八年頃、知念種厚を支那に留学せしめ、養蚕業を習わしめると三十九年、帰国後の西原村棚原山を開墾して桑樹の栽植をなし、養蚕業に従事せしめた外、その当時大城親雲上が

支那から蚕種を持ち帰り、崎山御殿で當時は主として士族の主なる人々に習得せしめたといわれている。その後長年月の間一進一退はもとより免れなかったが、王朝は養蚕に対して相当に保護奨励を行ったようであるが、未だ一般に普及するに至らなかった。これは時の為政者が自給政策を勵行していたためにその普及は必要の地のみ限定されていたものようである。その間万曆四十七年(西歴一六一九年)越前の入宗味入道という人が久米島に差遣し、桑仕立法、蚕兒飼養、製糸法、紬の改良等につき研究を行わしめたという記録が残されている。

2 明治大正時代

明治の初年から薩摩置県が実施された当時は首里の士族間に養蚕を営まうとする者が次第に増加して来て、宅地内に栽桑を試むる者もあつたが、当時の養蚕は蚕種をはじめ桑葉及び飼育の方法等に極めて不合理不完全な点があつたため、ついに成績が挙げられないまま一時中絶し、桑樹は庭園又は家の周囲にいたらずに繁茂しているという有様であつた。明治二十年代の養蚕業としては、久米島伊平屋、粟国その他の離島に、古くから伝えられた多産蚕(綿蚕)若干を飼育している、その繭を不完全な真綿に伸ばして利用していた者がいる程度であつた。

明治三十年に至り、時の県庁では養蚕奨励の必要を認め、専任技手一名を農事試験場(名護町)に置き、場内の一部に桑園を開き、蚕兒飼育の實際を一般に見学させ、また時々各町村を巡回しては養蚕指導に当らせる等奨励に努めたので、漸く飼育戸数も増加して一千余戸に達した。ついで明治三十五年には、県下唯一の養蚕地である久米島に養蚕期間中専任技手を派遣し、飼育指導を行わしめた結果、同島における養蚕業の上に一大刷新を加え掃立枚数は倍加するようになった、かく県当局は養蚕業の奨励に相当の努力を払

二 蚕種の製造実行

三 桑園の設置

四 産繭の処理

五 経営機関の設立

大正十四年には以上五項目の基本方針はことごとく緒につき、成果の見るべきものがあつた。たまたま同年五月、神戸市で日本絹業博覧会が開催されるに際し、その出品募集に応ずることになり、養蚕教師の指導により前年秋蚕繭及び本年春繭を合わせて四十二点を出品したところ、そのうち七点が受賞し、しかも三点が二等賞牌を獲得した。この優秀な成績は当業者に多大の自信と感激を与えた効果は見逃すことのない事実であつた。あたかもよし、大正十五年度から養蚕奨励を助成するために政府から上記金額を五カ年間にわたり交付せらるることになったのである。かくて県は直ちに蚕糸業奨励に関する施設を完備するとともに、島尻郡小塚村に県蚕糸試験場を建設し、本県独自の蚕業に関する各試験を行い、また技術員の養成、蚕種の製造、貯蔵並びに配付等の組織を完成し、ここに本県蚕業発展上面期的な成果を収めることとなった。今昭和五年の蚕業を助成前に比べてみれば次表のごとく長足の発展を遂げているのである。(次頁に提出)

第一期蚕業助成の振興計画は当初五カ年間に蚕業奨励費として三十一万八千五百四十五円と予定されており、予定目標を達成出来れば昭和五年には蚕一五万貫余、蚕種製造量三万一千枚に達する予定であつた。しかし政府の実際交付金額は二十三万一千七百六十円にとどまり、所要経費の七割二分に減少したために、予定計画遂行に当つては非常な困難に直面した。その上この間に繭価は年々下落したために蚕業普及上著しい支障を来した。ここにおいて県は斯業を可及的有利に導き、他面蚕業界不況を打開するため、本県に与えられた天恵を利用して早期蚕種製造の宣伝に努めたので、

蚕種製造業は飛躍的に発達し、全国に瞩目せられるようになった。ここにおいて昭和五年一月一日より國の蚕糸業法施行地域に編入されることになり、県に蚕業取締所の設置を見るにいたつた。

二 現在の蚕糸業

1 終戦直後の蚕糸業

第二次大戦の決戦場と化した沖繩は、全土これ廃墟と化し、住むに家なく食うに食なく、住民塗炭の苦しみに追い込まれた。幸いにして米軍当局の温い援助の下に配給食糧によって命を全うし、次第に住宅も復興することが出来た。しかし戦禍のために蚕室その他蚕業施設はすべて壊滅に瀕し、特に蚕糸試験場等において保有していた貴重な蚕品種も消失し去り、ここに沖繩蚕糸業の再建も前途暗澹たるものがあつた。しかし幸いにして戦中離島屋我地に複製蚕種が保存してあることを探知したので、又吉康林及び長山龜徳両氏が身辺の危険を顧みず同島に渡り蚕種を持ち帰つてこれを当時米軍が使用中の冷蔵庫(元沖繩農業会加工場)に保護冷蔵した。かくて翌一九四六年の初春、名護町役所の一室を蚕室にあて、終戦後はじめて蚕兒飼育が行われたのである。

一九四六年名護町農業組合設立とともに、同組合は春蚕期より複製蚕種の増殖に全力を傾け、これを漸次沖繩本島、伊平屋、伊是名、久米島、八重山、大島等の各離島に配布普及したのであつた。

◎蚕糸業法

(一九五三年九月二十九日立法第四二号)

蚕糸業法

(目的)

第一条 この立法は、優良な蚕種の製造並びに繭質の向上を図り、併せて、公正円滑な取引を行い、蚕糸

業の発展を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この立法における用語を次のように定める。

一 蚕糸とは蚕種、繭、生絲、真綿その他規則に定められた蚕糸類をいう。

二 蚕種製造業者とは、他人に譲渡する目的を蚕種を製造する者をいう。

三 蚕糸者とは、養蚕、蚕種製造、真綿製造、桑苗生産又は蚕種、繭、生絲、その他蚕糸類の売買を業とする者をいう。

四 普通蚕種とは、糸繭の生産を目的として製造した蚕種をいう。

五 原蚕種とは、普通蚕種製造を目的として製造した蚕種をいう。

六 原々蚕種とは、原蚕種製造を目的として製造した蚕種をいう。

七 蚕病とは、蚕の微粉子病、軟化病及び膿病をいう。

業の発展を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この立法における用語を次のように定める。

- 一 蚕糸とは蚕種、繭、生絲、真綿その他規則に定められた蚕糸類をいう。
- 二 蚕種製造業者とは、他人に譲渡する目的を蚕種を製造する者をいう。
- 三 蚕糸者とは、養蚕、蚕種製造、真綿製造、桑苗生産又は蚕種、繭、生絲、その他蚕糸類の売買を業とする者をいう。
- 四 普通蚕種とは、糸繭の生産を目的として製造した蚕種をいう。
- 五 原蚕種とは、普通蚕種製造を目的として製造した蚕種をいう。
- 六 原々蚕種とは、原蚕種製造を目的として製造した蚕種をいう。
- 七 蚕病とは、蚕の微粉子病、軟化病及び膿病をいう。
- (政府による原々蚕種の保存及び製造配布)
- 第三条 原々蚕種の保存及び原蚕種の製造配布は政府が行う。但し、行政主席の認可を受けた者は、蚕種製造業者も原蚕種の製造をなすことができる。
- (蚕種製造業の許可)
- 第四条 蚕種製造業を営もうとするものは、規則の定めるところにより、行政主席の許可を受けなければならない。
- (原々蚕種の品種)
- 第五条 原々蚕種たる蚕種の品種は、行政主席が定める。
- (原蚕種の製造)
- 第六条 原蚕種は、原々蚕種から産出した繭を用いなければ、これを製造することはできない。
- (普通蚕種の製造)

第七条 普通蚕種の製造は、行政主席の定める交配形式によらなければならない。

2 普通蚕種は、原々蚕種又は原蚕種から産出した繭でなければこれを製造することはできない。

(蚕種の検査 不合格蚕種及び蚕児の譲渡又は飼育の禁止)

第八条 蚕種製造業者は、自己の製した蚕種については、規則の定めるところにより行政主席の検査を受けなければならない。

2 検査に合格した蚕種及びその蚕児でなければ、これを譲渡し、又は飼育することができない。

(行政主席の命令)

第九条 行政主席は、蚕児の飼育又は生繭の取り扱をなすものに対して、蚕病の駆除又は予防について必要な施設を命じ、その他、取締上必要な命令をなすことができる。

(学術研究の特例)

第十条 学術研究のために、蚕種の製造又は蚕児の飼育をなす場合において、行政主席が第三条、第五条乃至第八条の規定を適用する必要がないと認めたとときは、規則をもって、適用を除外することができる。

(蚕種及び蚕繭の輸出入)

第十一条 蚕種及び蚕繭の輸出入は、規則の定めるところにより、行政主席の許可がなければ、これを行うことはできない。

(輸出目的のための蚕種の品種に対する適用除外)

第十二条 輸出を目的として製造する蚕種の品種は、第五条及び第七条第一項の規定の適用を除外する。

(繭検査)

第十三条 繭は、規則の定めるところにより、行政主席の行う繭検査による品位によらなければ、売買取引をすることはできない。

(桑田の検査等に対する命令)

第十四条 行政主席は、桑田の検査又は桑田の病虫害の駆除及び予防に対して、取締上必要な命令をなすことができる。

(蚕糸業の許可)

第十五条 行政主席は、必要があると認めるときは、規則により、蚕糸業を営もうとする者に対して許可を受けることを命ずることができる。

(蚕糸審議会)

第十六条 行政主席は、蚕品種の審査及び繭価掛目算定、その他重要事項の審議のため、蚕糸審議会を設置する。

2 蚕糸審議会に関する規則は、別に定める。(事業許可の取消又は業務の制限、停止)

第十七条 行政主席は、第四条又は第十五条の許可を受けなければならないものが、この立法若しくは本法に基いて発する規則、又はそれに基づいてなす命令に違反し又は公益を害したるときは、その許可を取り消し又はその業務を制限し若しくは停止を命ずることができる。(規則への委任)

第十八条 この立法施行に必要な規則は、行政主席が定める。

(罰則)

第十九条 第四条、第六条、第七条、第八条若しくは第十一条の規定に違反したものは、十五ドル以下の罰金に処する。

第二十条 第九条、第十四条、第十五条の規定に違反したものは、三ドル以下の罰金に処する。

附則

この立法は、公布の日から施行する。

◎季節蚕業指導員設置要項について

沖繩五号

一九五一年四月二十日

経済部長

与那城村長殿

季節蚕業指導員設置要項について

蚕糸業の健全なる発達を図る為季節蚕業指導員設置要項を別紙の通り設定致しましたから諒知相成度く尙該要項に依り季節蚕業指導員を派遣申請相成る様為念申添へます。

季節蚕業指導員設置要項

- 第一 蚕糸業の健全なる発達を図る為本要項の定める処に依って予算の範囲内で季節蚕業指導員を設置する。
- 第二 本要項に依って設置する季節蚕業指導員は左事項に該当する団体に対して派遣する。養蚕の共同経営をなす組合又は之に類似する事項を行う団体
- 第三 本要項に依り設置する季節蚕業指導員は養蚕をなす各蚕期毎に之を派遣する。
- 第四 季節蚕業指導員の派遣を申請する団体は其の蚕期に行う事業開始一カ月前に左記の事項を記載した申請書にその市町村長の副申書を添付して知事に提出しなければならない。
- 第一 養蚕共同施設事業計画書
- 第二 季節蚕業指導員の履歴書
- 第五 前項に依って季節蚕業指導員の派遣を受けた団体は事業終了後遅滞なく事業成績書を知事に報告しなければならない。
- 第六 本要項に依り季節蚕業指導員の派遣を乞う団体は左の資格を有するものでなければならない。
 - 1 蚕期の飼育戸数二十戸以上し掃立卵量二〇〇瓦以上でなければならない。
 - 2 産繭処理の講習会を開催し生産糸を以て織物加工の事業を行わなければならない。
 - 3 共同施設で指導を受けた産繭又は生糸織物等は

◎絹絲紡織業に就いて

琉球列島米国民政府
沖繩民政官府
米民沖經商工
副官軍務大尉 ルウイス・ピー・オーア
沖繩群島知事殿

絹絲紡織業に就いて
新聞記入概要書に沖繩ヘラルド紙に日本は現在戦前の六〇%の絹絲を生産していると記載されている旨の文が出ている。
更に引続き同紙は次のように述べている。「日本の製絹の繭需要量の一〇%を沖繩で生産する計画が立てられている。」
「沖繩群島政府では同政府の予算に、三八五、二六五円を計上し次のように絹絲紡織業の復興計画を立て、あると述べている。
「イ 八四〇〇反(一反は三〇〇坪、一坪は約六呎平方)の桑畑に桑を植えること。
「ロ 養蚕業者五、五〇〇軒が生計を立て得るようにする。」
「ハ 蚕卵(残)を二七五、〇〇〇瓦購入すること。」

「沖繩の繭の生産高は八二、五〇〇貫(貫は約一封度)の原料たる繭絲の輸出高は二、七五〇貫その収益は九、二二、五〇〇円、更に絹のシキ綿の輸出高は一、〇〇〇貫と見込まれている。
「右の計画に依って沖繩群島政府は三一、九六二、五〇〇円の外貨獲得を期している。」
「沖繩群島政府の報ずる所に依れば次の諸施設が要ることである。」
「十二坪の部屋、百三十室」「十五坪の繭乾燥用の簡単な家屋(繭乾燥室)」

特別の事情のない限り其の一部又は全部を共同出荷販売をしなければならない。
第七 本要項に依る季節蚕業指導員の任用は左の各号に依って決定する。
1 蚕業技術員養成所又は講習所を終了したもので、一カ年以上の経験を有する者
2 前項以外の者で蚕糸に関する学識経験のあると認めたるもの。
第八 前四、五項の規定に依る申請書は左の様式に依る。

様式一号
季節蚕業指導員派遣について
本組合の蚕業共同経営を実施して蚕糸業の健全なる発達を図り度いと思ひますので季節蚕業指導員を派遣され度く事業計画書相添へ申請致します。
年 月 日
団体名
沖繩群島知事殿
事業計画書

蚕期別	組合員数	飼育戸数	桑園反別 見積桑園を含む 器機設置数	掃立予定 (原料繭)	掃立予定月日	蚕種需求先 原料需求先

添付書類 希望季節蚕業指導員履歴書、並扶養家族調

様式二号
季節蚕業指導員事業成績報告について
季節蚕業指導員設置要項第五項に依る成績左記の通り報告致します。
沖繩群島知事殿
年 月 日
団体名

指導員氏名	指導戸数	掃立月日 收購月日 講習生員数	收購量	蚕繭処理成績 共同出荷 自家処理 計	製品数量	成績概況

添付書類

- 1 本報告と同時に勤務日誌(毎月の勤務状況)
- 2 蚕児経過表(品種毎)提出すること。